

平成21年度 事業報告書

自 平成21年4月 1日

至 平成22年3月31日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

目 次

1. 国民の皆様へ	1
2. 基本情報	3
(1) 法人の概要	3
(2) 本所・支所等の住所	6
(3) 資本金の状況	6
(4) 役員の状況	7
(5) 常勤職員の状況	8
3. 簡潔に要約された財務諸表	9
4. 財務情報	12
(1) 財務諸表の概況	12
(2) 施設等投資の状況（重要なもの）	16
(3) 予算・決算の概況	17
(4) 経費削減及び効率化目標との関係	17
5. 事業の説明	18
(1) 財源構造	18
(2) 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明	19
6. 当該事業年度の業務の実施状況	23
6. 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置	23
A. 共通事項	23
B. バイオテクノロジー分野	31
C. 化学物質管理分野	37
D. 適合性認定分野	46
E. 生活安全分野	56
F. その他業務	65
G. その他業務運営に関する計画	66
6. 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置	66

1. 国民の皆様へ

製品評価技術基盤機構（NITE：National Institute of Technology and Evaluation、以下「ナイト」という。）は、幅広い分野にわたる技術力を行政に生かし、「技術と情報をもとに、信頼できる中立機関として、くらしの安全・安心を支える」という活動理念の下、消費生活用製品安全法等製品安全4法、化学物質審査規制法、化学物質排出把握管理促進法、計量法、工業標準化法、カルタヘナ担保法、化学兵器禁止条約担保法等の法執行・法執行支援を業務の基本としています。これらに加えて、法執行・法執行支援業務の一環として生物多様性条約・ブタペスト条約対応業務（微生物の移転・保存、特許微生物管理）、外国政府の規制に対応して輸出を可能とするための認定業務、培われた技術力・ノウハウを行政ニーズに応じて活用して、我が国の経済権益・産業競争力を確保するための業務を併せて実施しています。

製品安全分野では、製品事故の科学的・中立な立場での原因究明と、これに基づく製品の設計・製造の改善につながる法規制の技術基準の作成により、製品事故の未然・再発防止に寄与しています。消費者の安全が確保されるような製品の一定水準の安全レベルは、市場メカニズムだけでは確保が困難であり、法律等での安全規制や事業者への働きかけ等が必要不可欠です。平成21年度においても規制対象品目の技術基準が、ナイトの事故原因究明調査結果に基づき、改正されました。また、平成21年9月の消費者庁の発足を受け、消費者庁及び経済産業省に集まる重大製品事故に関する情報について、経済産業大臣の調査指示に基づき、原因究明調査を行い、経済産業省に報告し、必要に応じて製品安全情報を各種メディアを用いて発信・提供し、製品事故の未然・再発防止を図っています。

化学物質管理分野においてナイトは、化学物質の審査及び規制に関する法律（化審法）の改正法案が平成21年5月に成立したことに伴い、これまでの同法施行の技術的支援の実績を土台に、改正法の施行に向けリスク評価を担うべく準備を進めております。監視化学物質リスク評価技術ガイダンス案（平成21年6月公表）を土台に、平成21年度中に更なる調査検討を進め、「化審法における優先評価化学物質に関するリスク評価の技術ガイダンス（案）」をまとめ、平成22年5月に公表いたしました。

適合性認定分野においては、国際基準による安全・品質を確保するため、計量法、工業標準化法等の法令に基づく認定業務を着実に実施するとともに、韓国安全規制に対応したリチウムイオン電池試験など、国境を越えたルールの適用と非関税障壁の除去を目的とした社会ニーズに基づく認定に的確に対応し、日本製品の海外展開に貢献しています。

バイオテクノロジー分野においては、カルタヘナ担保法の施行・支援、安全性評価に資する分類学的基準株等の安定供給、生物多様性条約を遵守した海外の生物遺伝資源へのアクセス確保のための海外関係機関との協力体制の強化などを行っています。加えて、

平成21年度は、国内最高レベルのゲノム解析能力を活用し、新型インフルエンザウイルスの全遺伝子塩基配列を国内で初めて解読し、国立感染症研究所と共に解析した結果はWHO（世界保健機関）に報告され国際的なインフルエンザ対策に貢献しました。

ナイトは、これからも、引き続き、国民の期待に適時かつ適切に応え、信頼できる技術と情報をもとに、「くらしの安全・安心」に直結する日々の業務サービスに取り組んでまいります。

2. 基本情報

(1) 法人の概要

① 法人の目的

ナイトは、工業製品等に関する技術上の評価等を行うとともに、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供等を行うことにより、工業製品等の品質の向上、安全性の確保及び取引の円滑化のための技術的な基盤の整備を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的としております。(独立行政法人製品評価技術基盤機構法第3条)

② 業務の範囲(機構法第11条)

ナイトは、独立行政法人製品評価技術基盤機構法第3条の目的を達成するため、以下の業務を行います。

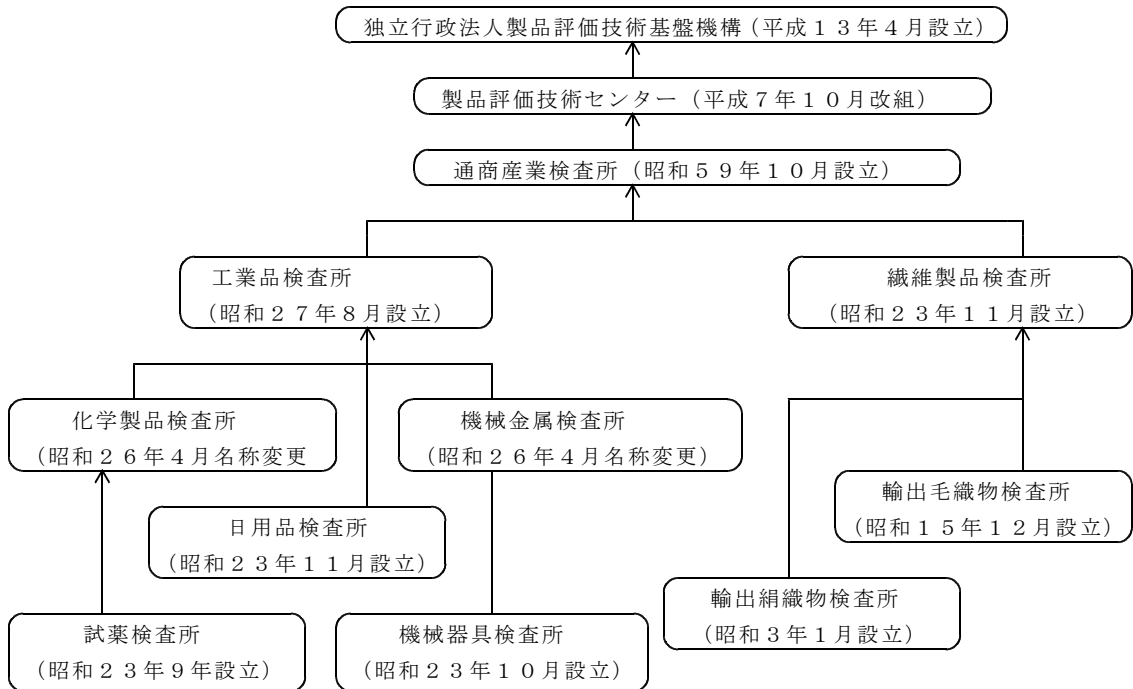
- a. 工業製品その他の物資に関する技術上の評価
- b. 工業製品その他の物資に関する試験、分析、検査その他これらに類する事業を行う者の技術的能力その他の当該事業の適正な実施に必要な能力に関する評価
- c. 工業製品その他の物資の品質に関する技術上の情報の収集、評価、整理及び提供
- d. aの評価の技術に関する調査及び研究
- e. a～dの業務に附帯する業務
- f. 工業標準化法(昭和24年法律第185号)第21条第1項及び第2項並びに第40条第1項の規定による立入検査並びに第42条第1項第8号の規定による検査
- g. ガス事業法(昭和29年法律第51号)第39条の17第1項第8号の規定による検査並びに第47条第1項及び第3項の規定による立入検査
- h. 電気用品安全法(昭和36年法律第234号)第42条の4第1項第8号の規定による検査又は質問並びに第46条第1項及び第2項の規定による立入検査又は質問
- i. 家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)第19条第1項の規定による立入検査
- j. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第64条第1項第8号の規定による検査又は質問並びに第83条第1項及び第5項の規定による立入検査又は質問
- k. 消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号)第31条第1項第8号の規定による検査並びに第41条第1項から第3項までの規定による立入検査
- l. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)第33条第1項から第3項までの規定による立入検査、質問又は収去
- m. 計量法(平成4年法律第51号)第148条第1項及び第2項の規定による立入検査(同法第144条第1項に規定する認定事業者に対するものを除く。)

- n. 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）
第30条第5項の規定による立会い及び第33条第1項の規定による立入検査、質問又は収去
- o. 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成13年法律第111号）第37条第4項の規定による立入検査又は質問
- p. 遺伝子組換え生物等の使用等の規制等による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第32条第1項の規定による立入り、質問、検査及び収去

③ 沿革

平成13年4月 独立行政法人製品評価技術基盤機構設立

独立行政法人製品評価技術基盤機構の前身は次の図のとおり。



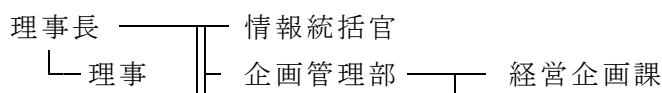
④ 設立根拠法

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及び独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成11年法律第204号）

⑤ 主務大臣（主務省所管課）

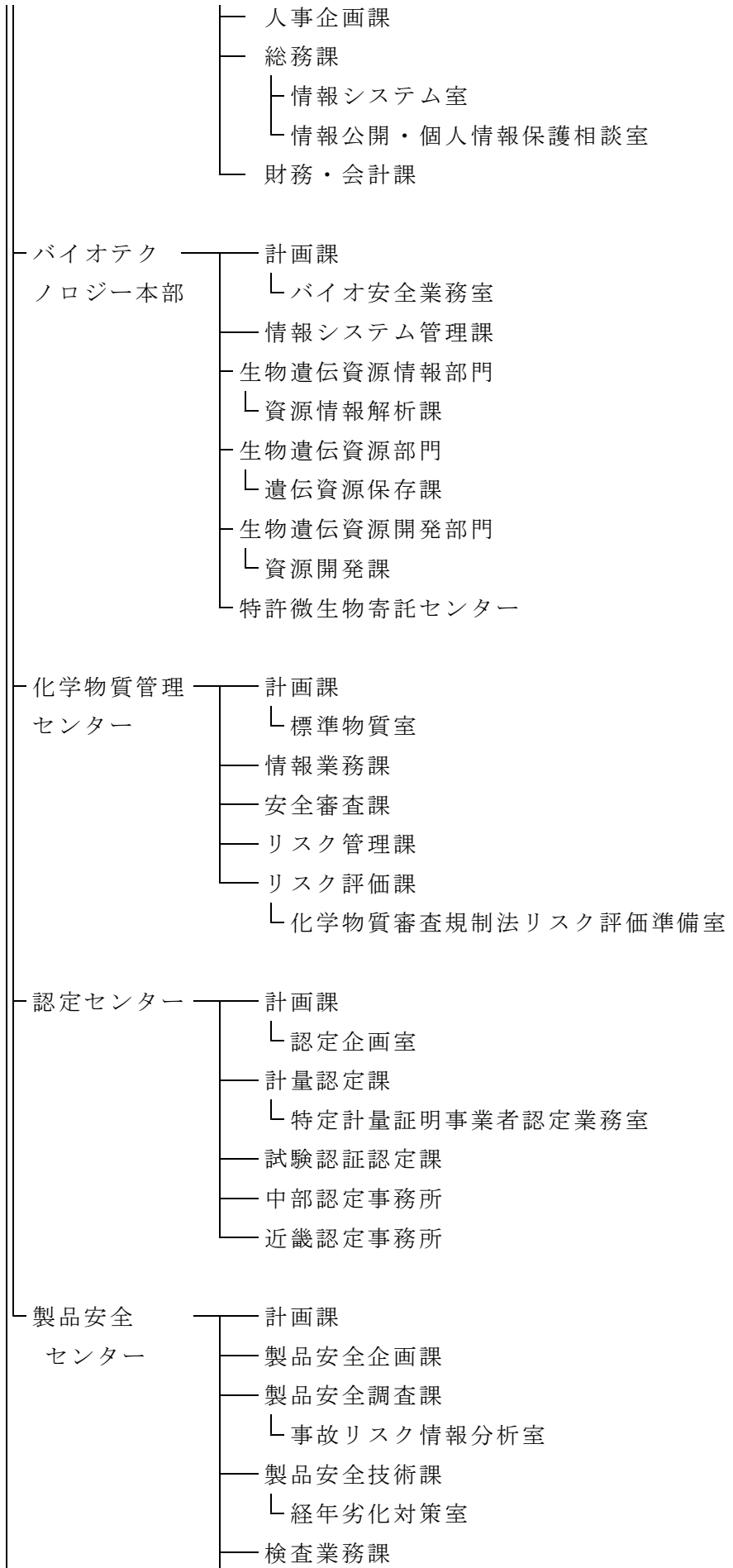
経済産業大臣（経済産業省産業技術環境局知的基盤課）

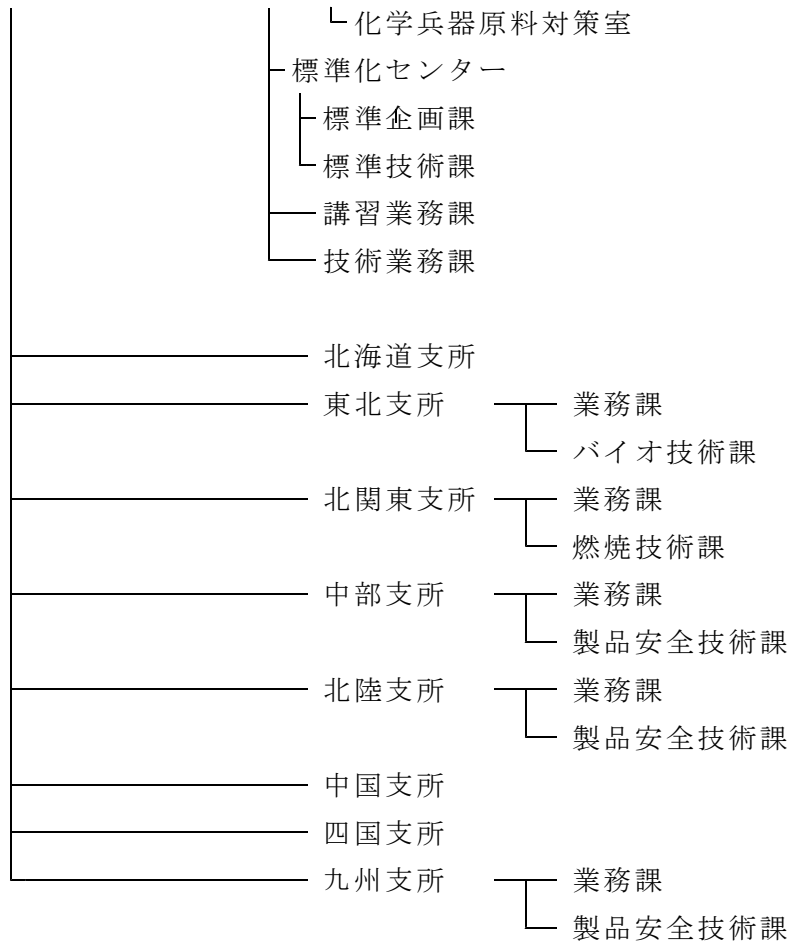
⑥ 組織図（平成22年3月末現在）



監事

監査室





(2) 本所・支所等の住所

- 本 所 : 東京都渋谷区西原2-49-10
- バイオテクノロジー本部 : 千葉県木更津市かずさ鎌足2-5-8
- 製品安全センター : 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館
- 北海道支所 : 北海道札幌市北区北八条西2-1-1 札幌第一合同庁舎
- 東北支所 : 宮城県仙台市宮城野区東仙台4-5-18
- 北関東支所 : 群馬県桐生市堤町3-7-4
- 中部支所 : 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
- 北陸支所 : 石川県金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎
- 中国支所 : 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第3号館
- 四国支所 : 香川県高松市寿町1-3-2 高松第一生命ビルディング5F
- 九州支所 : 福岡県福岡市南区塩原2-1-28

(3) 資本金の状況

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	19,072	—	—	19,072
資本金合計	19,072	—	—	19,072

(4) 役員 の 状 況

役 職	氏 名	任 期	担 当	経 歴
理事長	安井 至	自：平成21年 4月 1日 至：平成23年 3月31日		昭和43年 3月 東京大学工学部合成化学科卒業 48年 3月 東京大学大学院工学系研究科博士課程 修了 工学博士 昭和50～52年 米国レンセラー工科大学博士研究員 平成 2年 7月 東京大学生産技術研究所教授 8年 5月 東京大学国際・産学共同研究センター、 センター長併任 平成 9年 4月 全国産学連携センター協議会会長 平成15年12月 国際連合大学 副学長 平成15年12月 東京大学客員教授 平成16年 6月 東京大学名誉教授 平成20年 1月 国際連合大学 名誉副学長 平成20年 1月 (独) 科学技術振興機構研究開発戦略 センター 平成20年 4月 同 上席フェロー 平成21年 4月 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 理事長
理 事	川上景一	自：平成20年 7月12日 至：平成23年 3月31日	企画、人事、 予算、広報	昭和57年 4月 通商産業省 入省 平成 7年 6月 同 通商産業検査所 総務部企画課長 平成 9年 6月 経済協力開発機構 日本政府代表部一等書記官 平成12年12月 通商産業省 機械情報産業局総務課 新映像産業室長 平成13年 1月 経済産業省 商務情報政策局 環境リサイクル室長 平成15年 7月 同 商務情報政策局 消費経済部消費経済政策課長 平成17年 9月 同 製造産業局 航空機武器宇宙産業課長 平成18年 7月 同 貿易経済協力局 貿易振興課長 平成20年 7月 独立行政法人製品評価技術基盤機構 理事 (役員出向)
理 事	菊池 久	自：平成21年 4月 1日 至：平成23年 3月31日	労務、会計、 文書・情報 管理、知的 財産	昭和46年 3月 山形大学工業短期大学部繊維工学科卒業 昭和42年 7月 通商産業省 (鶴岡繊維製品検査所米沢 出張所) 入省 昭和46年 4月 同 横浜繊維製品検査所検査課 昭和59年10月 同 通商産業検査所商品テスト部繊維 業務課 昭和62年10月 同 生活産業局総務課繊維企画官付 繊維検査専門職 平成 3年 4月 同 通商産業検査所総務部繊維管理 課長補佐 平成 5年 7月 同 通商産業検査所バイオテクノロ

				<p>ジー検査センターバイオテクノロジー 検査課長</p> <p>平成 7年10月 同 製品評価技術センター バイオ テクノロジーセンター解析技術課長</p> <p>平成13年 1月 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 バイオテクノロジーセンター長</p> <p>平成13年 4月 同 バイオテクノロジーセンター所 長</p> <p>平成15年 4月 同 バイオテクノロジー本部次長</p> <p>平成16年 6月 同 生活・福祉技術センター所長</p> <p>平成21年 4月 同 理事</p>
監 事	前川美之	自：平成17年 4月 1日 至：平成23年 3月31日		<p>昭和42年 4月 三菱化成工業(株) 入社</p> <p>昭和63年 6月 三菱化成(株) 水島工場 保安環境部長</p> <p>平成 6年10月 三菱化学(株) 黒崎事業所 管理部長 兼 同事業所 T P M推進室長</p> <p>平成 8年 6月 同 取締役 化成品カンパニー企画部長</p> <p>平成11年 6月 同 常務執行役員 化成品カンパニー プロジェクト</p> <p>平成15年 6月 同 常務取締役 兼 常務執行役員 技術・生産センター長</p> <p>平成16年 6月 同 代表取締役 兼 専務執行役員 技術・生産センター長</p> <p>平成17年 4月 独立行政法人製品評価技術基盤機構 監事</p>
監 事	地崎 修	自：平成19年 4月 1日 至：平成23年 3月31日		<p>昭和47年 4月 通商産業省 入省</p> <p>昭和60年 6月 同 基礎産業局エネルギー対策室長</p> <p>昭和61年 5月 日本貿易振興会ロサンゼルス・センター次長</p> <p>平成元年 7月 通商産業省 中国通商産業局商工部長</p> <p>平成 3年 8月 同 工業技術院 標準部繊維化学規格 課長</p> <p>平成 5年 6月 同 基礎産業局生物化学産業課長</p> <p>平成 7年 7月 石油公団 備蓄計画部長</p> <p>平成 9年 6月 通商産業省 大臣官房付</p> <p>平成 9年 6月 同 退職</p> <p>平成 9年 7月 (財)バイオインダストリー協会 専務理事</p> <p>平成18年12月 東京工業大学大学院イノベーション マネジメント研究科技術経営専攻修了</p> <p>平成19年 4月 独立行政法人製品評価技術基盤機構 監事</p>

(5) 常勤職員の状況

ナイトの平成21年末常勤職員数は396名であり、前年末比増減は△6.60%となっている。なお、常勤職員数の対前年末増減比は△2.22%である。

	平成20年末	平成21年末
常勤職員	405名	396名

うち任期付研究員	5名	5名
うち国からの出向者	10名	8名
非常勤職員	150名	148名
出向者	14名	14名
うち国の機関への出向者	13名	13名
その他	1名	1名

3. 簡潔に要約された財務諸表

① 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	4,751	流動負債	4,149
現金・預金	4,282	運営費交付金債務	1,688
その他	469	その他	2,462
固定資産	16,353	固定負債	2,264
有形固定資産	16,232		
無形固定資産	50	負債合計	6,414
投資その他の資産	71		
		純資産の部	
		資本金	19,072
		政府出資金	19,072
		資本剰余金	▲5,186
		利益剰余金	804
		純資産合計	14,690
資産合計	21,104	負債・純資産合計	21,104

※百万円未満を四捨五入している関係上、合計等の金額について、一致しない場合がある（以下同じ。）。

② 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用 (A)	8,458
業務費	7,445
人件費	3,872
減価償却費	648
その他	2,925
一般管理費	1,001
人件費	829
減価償却費	24

その他	148
その他	12
経常収益 (B)	8,982
運営費交付金収益等	6,543
自己収入等	2,437
その他	1
臨時損失 (C)	101
臨時利益 (D)	48
前中期目標期間繰越積立金取崩額 (E)	61
当期総利益 (B) - (A) - (C) + (D) + (E)	532

③ キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	1,803
人件費支出	▲ 4,826
運営費交付金収入	7,392
自己収入等	2,315
その他の収入・支出	▲ 3,078
II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	▲ 337
III 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	▲ 204
IV 資金増加額 (D=A+B+C)	1,262
V 資金期首残高 (E)	3,020
VI 資金期末残高 (F=D+E)	4,282

④ 行政サービス実施コスト計算書

(単位：百万円)

	金 額
I 業務費用	6,121
損益計算上の費用 (控除) 自己収入等	8,559 ▲ 2,438
(その他の行政サービス実施コスト)	
II 損益外減価償却相当額	744
III 損益外減損損失相当額	-

IV 引当外賞与見積額	▲ 21
V 引当外退職給付増加見積額	▲ 47
VI 機会費用	420
VII 行政サービス実施コスト	7,216

■ 財務諸表の科目

① 貸借対照表

現金及び預金：現金、預金

その他（流動資産）：ナイトの業務活動から生じる未収金、たな卸資産等

有形固定資産：土地、建物、機械装置、車両、工具、器具及び備品などナイトが長期にわたって使用または利用する有形の固定資産

無形固定資産：ソフトウェア、電話加入権

投資その他の資産：権利金

運営費交付金債務：ナイトの業務を実施するために国から交付された運営費交付金のうち、未実施の部分に該当する債務残高

その他（流動負債）：ナイトの業務活動から生じる未払金及び未払費用等

その他（固定負債）：資産見返運営費交付金及び資産見返物品受贈額等

政府出資金：国からの出資金であり、ナイトの財産的基礎を構成

資本剰余金：国から交付された施設費を財源として取得した資産でナイトの財産的基礎を構成するもの

利益剰余金：ナイトの業務に関連して発生した剰余金の累計額

② 損益計算書

業務費：ナイトの業務に要した費用

人件費：給与、賞与、法定福利費等、ナイトの役職員等に要した経費

減価償却費：業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費

財務費用：支払利息

運営費交付金収益：国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益

自己収入等：手数料収入、受託収入などの収益

臨時損益：固定資産の除売却損益

前中期目標期間繰越積立金取崩額：前中期目標期間において自己収入で取得した固定資産の減価償却費相当分の取崩し

③ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：ナイトの通常の業務の実施にかかる資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等

投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動にかかる資金の状態を表し、固定資産の取得・売却等による収入・支出等、資金の調達及び返済など

財務活動によるキャッシュ・フロー：借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済など

資金にかかる換算差額：外貨建て取引を円換算した場合の差額

④ 行政サービス実施コスト計算書

業務費用：ナイトが実施する行政サービスのコストのうち、ナイトの損益計算書に計上される費用

損益外減価償却相当額：償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の減価償却費相当額（損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載されている）

損益外減損損失相当額：ナイトが中期計画等で想定した業務を行ったにもかかわらず生じた減損損失相当額（損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載されている）

引当外賞与見積額：財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の賞与引当金見積額（損益計算書には計上していないが、仮に引き当てた場合に計上したであろう賞与引当金見積額を貸借対照表に注記している）

引当外退職給付増加見積額：財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の退職給付引当金増加見積額（損益計算書には計上していないが、仮に引き当てた場合に計上したであろう退職給付引当金見積額を貸借対照表に注記している）

機会費用：国の財産を無償又は減額された使用料により賃貸した場合の本来負担すべき金額など

4. 財務情報

(1) 財務諸表の概況

① 経常費用、経常収益、当期総損益、資産、負債、利益剰余金、キャッシュ・フローなどの主要な財務データの経年比較・分析（内容・増減理由）

（経常費用）

平成21年度の経常費用は8,458百万円と前年度比701百万円減（7.7%減）となっている。これは競争入札効果を含む経費削減等が主たる要因である。

（経常収益）

平成21年度の経常収益は8,982百万円と前年度比396百万円減（4.2%減）となっている。これは講習関係業務収入が前年度比402百

万円増加した一方で、受託収入が219百万円及び運営費交付金収益が488百万円減少したことが主たる要因である。

(当期総損益)

平成21年度の当期総利益は532百万円と前年度比248百万円増(87.2%増)となっている。これは、上記経常損益の状況及び固定資産の除売却による臨時損益▲53百万円、並びに前中期目標期間繰越積立金取崩額61百万円を計上した結果である。

(資産)

平成21年度末現在の資産合計は21,104百万円と前年度末比1,151百万円増(5.8%増)となっている。これは競争入札効果を含む経費削減等による運営費交付金債務の残高が前年度比537百万円、未払金が前年度比349百万円並びに講習関係業務の利益が前年度比305百万円増加したことによる現金及び預金残高の増が主たる要因である。

(負債)

平成21年度末現在の負債合計は6,414百万円と前年度末比987百万円増(18.2%増)となっている。これは運営費交付金債務及び未払金の増が主たる要因である。

(利益剰余金)

平成21年度末現在の利益剰余金は804百万円と前年度末比471百万円増(141.4%増)となっている。これは前中期目標期間繰越積立金57百万円、当期末処分利益532百万円及び通則法第44条第1項積立金215百万円を計上した結果である。

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

平成21年度の業務活動によるキャッシュ・フローは1,803百万円と前年度比119百万円増(7.1%増)となっている。これは競争入札効果を含む経費削減等により支出が減少したことが主たる要因である。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

平成21年度の投資活動によるキャッシュ・フローは▲337百万円と前年度比145百万円減(75.7%減)となっている。これは固定資産の取得による支出が増加したことが主たる要因である。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

平成21年度の財務活動によるキャッシュ・フローは▲204百万円と、前年度比4百万円減(1.9%減)となっている。これはファイナンス・リー

ス契約が増加したためである。

表 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
経常費用	11,043	9,327	9,001	9,159	8,458
経常収益	11,056	9,213	8,825	9,377	8,982
当期総利益 (▲は損失)	17	45	▲114	284	532
資産	21,475	20,351	19,803	19,952	21,104
負債	5,145	5,033	5,066	5,427	6,414
利益剰余金	897	281	110	333	804
業務活動によるキャッシュ・フロー	304	150	999	1,685	1,803
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲873	▲498	▲433	▲192	▲337
財務活動によるキャッシュ・フロー	▲343	▲324	▲184	▲200	▲204
資金期末残高	2,019	1,347	1,728	3,020	4,282

注1 対前年比において、当期総利益が変動をしている要因は、講習事業の利益等により経常利益524百万円を計上したためである。

注2 対前年比において、利益剰余金が変動をしている要因は、当期末処分利益532百万円及び前中期目標期間繰越積立金61百万円を取り崩したことが要因である。

注3 対前年比において、業務活動によるキャッシュ・フロー及び資金期末残高が変動している要因は、受託収入が296百万円減少した一方で、退職者等の減少による人件費支出が224百万円減少したこと及び競争入札効果を含む経費の削減等により業務経費及び一般管理経費支出が248百万円減少したことが主な要因である。

② セグメント事業損益の経年比較・分析 (内容・増減理由)

バイオテクノロジー分野の事業損益は▲39百万円と前年度比4百万円増(10.1%増)となっている。これは受託事業で購入した資産の減価償却費の減が主な要因である。

化学物質管理分野の事業損益は▲0百万円と前年度比1百万円減(225.8%減)となっている。

適合性認定分野の事業損益は0百万円と前年度比0百万円増(449.1%増)となっている。

生活安全分野の事業損益は▲30百万円と前年度比2百万円増(4.8%増)となっている。これは受託事業で購入した資産の減価償却費の減が主な要因である。

講習関係業務の事業損益は595百万円と前年度比305百万円増（104.7%増）となっている。これは講習受講者数の増加したことが主な要因である。

表 事業損益の経年比較

（単位：百万円）

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
バイオテクノロジー分野	34	18	▲35	▲43	▲39
化学物質管理分野	1	2	3	1	▲0
適合性認定分野	2	1	▲0	0	0
生活安全分野	85	8	▲32	▲32	▲30
講習関係業務	35	▲147	▲119	291	595

③ セグメント総資産の経年比較・分析（内容・増減理由）

バイオテクノロジー分野の総資産は8,950百万円と前年比941百万円減（9.5%減）となっている。

化学物質管理分野の総資産は1,570百万円と前年比263百万円減（14.4%減）となっている。

適合性認定分野の総資産は992百万円と前年比139百万円増（16.2%増）となっている。

生活安全分野の総資産は3,738百万円と前年比935百万円増（33.4%増）となっている。

講習関係業務の総資産は264百万円と前年比26百万円増（10.9%増）となっている。

総資産が全体的に減少しているのは、有形固定資産の減価償却費の進行と除売却をしたことが主な要因である。

表 総資産の経年比較

（単位：百万円）

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
バイオテクノロジー分野	12,128	11,812	11,035	9,891	8,950
化学物質管理分野	1,498	1,667	1,654	1,834	1,570
適合性認定分野	1,701	1,356	1,211	854	992
生活安全分野	2,425	2,592	2,640	2,803	3,738
講習関係業務	242	224	192	238	264

④ 目的積立金の申請、取崩内容等

当期は当期総利益532百万円を計上したが、目的積立金の申請はしていない。前中期目標期間繰越積立金取崩額61百万円は、前中期目標期間中に受託事業により取得した資産の減価償却費相当額及び純粋な除却相当額を取り崩したもので

ある。

⑤ 行政サービス実施コスト計算書の経年比較、分析（内容・増減理由）

平成21年度の行政サービス実施コストは7,216百万円と前年度比460百万円減（6.0%減）となっている。これは業務費用が800百万円減少した一方で、損益外減価償却等相当額が191百万円及び引当外退職給付増加見積額が107百万円増加したことが主たる要因である。

表 行政サービス実施コストの経年比較 (単位：百万円)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
業務費用	8,110	7,893	7,945	6,921	6,121
うち損益計算書上の費用	11,067	9,446	9,152	9,191	8,559
うち自己収入	▲2,957	▲1,553	▲1,208	▲2,270	▲2,438
損益外減価償却累計額	712	512	512	553	744
損益外減損損失相当額	—	4	—	—	—
引当外賞与見積額	—	—	▲3	▲34	▲21
引当外退職給付増加見積額	291	184	▲50	▲154	▲47
機会費用	498	493	405	390	420
行政サービス実施コスト	9,611	9,086	8,808	7,676	7,216

注1 業務費用の減少については、競争入札効果を含む経費の削減等及び講習関係業務収入が増加したことが要因と考えられる。

注2 損益外減価償却累計額の増加については、現物出資固定資産を除却したことが要因と考えられる。

注3 引当外退職給付増加見積額の増加については、退職者数の減少による退職手当支給額の減少したことが要因と考えられる。

(2) 施設等投資の状況 (重要なもの)

① 当事業年度中に完成した主要施設等

製品事故試験施設等整備 (確定額 192百万円)

製品事故試験施設等整備 (確定額 50百万円)

② 当事業年度中において継続中の主要施設等の新設・拡充

本所本館外壁等の改修整備 (契約額 105百万円)

③ 当事業年度中に処分した主要施設等

該当なし。

(3) 予算・決算の概況

(単位：百万円)

区 分	17年度		18年度		19年度	
	予 算	決 算	予 算	決 算	予 算	決 算
収 入						
運営費交付金	7,682	7,682	7,626	7,626	7,588	7,588
施設整備費補助金	184	184	120	120	102	102
受託収入	1,082	1,168	842	929	207	590
講習関係収入	1,095	684	383	322	396	653
その他収入	249	238	180	195	193	192
支 出						
業務経費	2,965	3,070	6,446	6,349	6,461	6,307
施設整備費補助金	184	184	120	120	102	102
受託経費	1,082	1,042	842	927	207	591
講習関係経費	1,212	1,072	653	566	593	556
一般管理費	4,966	4,946	1,360	1,325	1,319	1,222
区 分	20年度		21年度			
	予 算	決 算	予 算	決 算	差 額 理 由	
収 入						
運営費交付金	7,466	7,466	7,392	7,392		
施設整備費補助金	120	117	265	246		
受託収入	316	594	248	375	受託契約の増	
講習関係収入	1,231	1,680	1,792	1,707	受講者の減	
その他収入	205	249	181	227	手数料収入等の増	
支 出						
業務経費	6,391	5,894	6,369	6,078	経費の減	
施設整備費補助金	120	117	265	246	入札効果等	
受託経費	316	593	248	375	受託契約の増	
講習関係経費	1,106	1,160	1,392	1,254	受講者の増	
一般管理費	1,280	1,030	1,204	986	経費の減	

注1 予算区分及び予算額については、当該年度の年度計画に記載されている予算区分及び予算金額を記載しております。

注2 決算額の収入については、現金預金の収入額に期末の未収金等の額を加減したものを記載しております。

注3 決算額の支出については、現金預金の支出額に期末の未払金等の額を加減したものを記載しております。

(4) 経費削減及び効率化目標との関係

① 経費削減及び効率化目標

ナイトにおいては、運営費交付金を充当する業務については、業務経費について、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、第二期中期目標の期間中、平均で前年度比1%以上の削減を行うとともに、一般管理費については、第二期中期目標期間中、毎年度、平均で前年度比3%以上の削減を行う。

また、新たに発生又は業務量の増加が見込まれるものについても、効率的な業務の運営を図ることにより、運営費交付金の増大の抑制に努めることを目標としている。

このような人的資金的制約の下、国民生活、社会経済上の要請や行政ニーズに的確に対応していくため、民間で実施可能なものは積極的にアウトソーシング、外部人材の活用等を進め、国との的確な役割分担の下、ナイトが真に担うべき事務及び事業に特化して、より一層の効率化を図ることとしているところである。

② 上記目標の当中期目標期間における推移

区 分	当中期目標期間 (単位：百万円)									
	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
一般管理費	1,325	—	1,222	▲7.8	1,030	▲15.7	986	▲4.3		
業務経費	6,349	—	6,307	▲0.7	5,894	▲6.5	6,078	3.1		

注：業務経費は対前年度比3.1%の増となっているが、これについては製品安全業務の実施体制強化を図るために実施した本所（東京）の試験機器整備に要した費用（固定資産の21年度取得価格にして446百万円相当）が大きく影響している。なお、対18年度比では4.3%の減となり、第二期中期目標期間中の平均としては、年度当たり1%以上の削減を達成している。
 [備考] 各年度の比率については、当ナイトの削減目標が対前年度比であることから、前年度を100%とした場合の比率を記載

5. 事業の説明

(1) 財源構造

ナイトの経常収益は8,982百万円（前年度9,377百万円）で前年度比396百万円の減となっている。これは主に講習関係業務収入が402百万円増加した一方で、運営費交付金収益（資産見返戻入分を除く）が488百万円減少し、さらに受託収入が219百万円減少したことによる。

経常収益の内訳は、運営費交付金収益（資産見返戻入分を含む）が6,499百万円（経常収益の72%）、受託収入が375百万円（同4%）、講習関係業務収入が1,852百万円（同21%）、その他手数料等収入が256百万円（同3%）となっている。

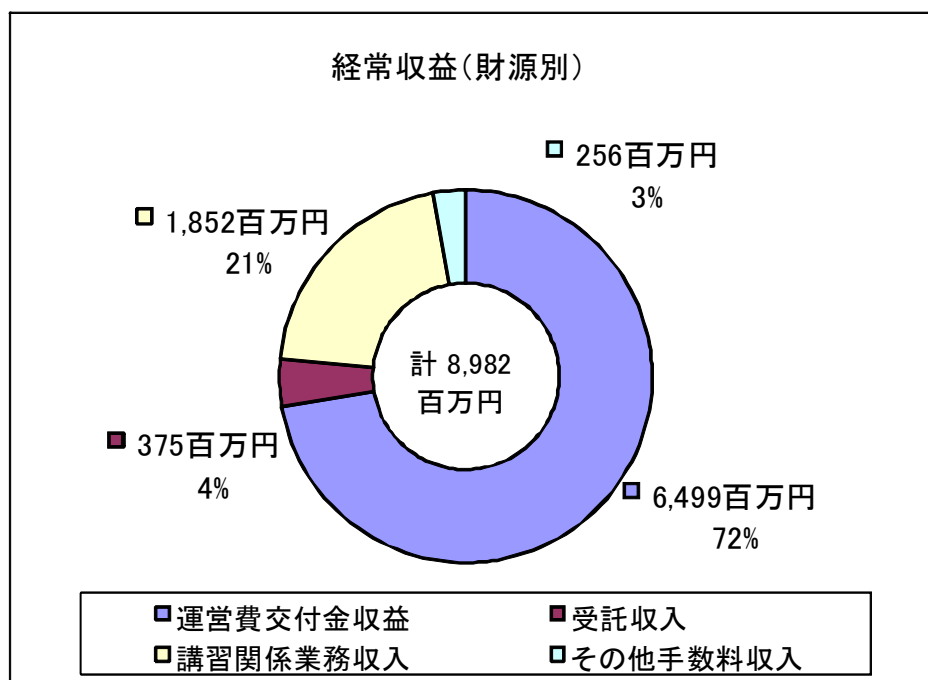
運営費交付金が収益全体の72%を占めているが、これはナイトの業務の大部分が法律に基づく規制執行及びその技術的支援を担っていることによる。

受託収入は、375百万円で前年度比219百万円の減となっている。これは主に、前年度で終了した受託事業（前年度実績計182百万円）がある一方、今年度新たに

受託した事業は、類似のもので前年度に受託実績のある政府受託事業以外には無かったことによる。

講習関係業務収入は、1,852百万円となっており、前年度比402百万円の増となっているが、これは、受講者数が5年間で大きく変動するためであり、本年度は受講者が5年周期の中で最も多い年度に当たっていることによる。

なお、講習関係業務は、電気工事士法及び特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく講習受講者からの受講料等、講習関係業務収入のみによって賄っている。



財源構造の推移

(単位：百万円)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
運営費交付金収益	7,679	7,654	7,612	7,062	6,499
受託収入	1,635	929	590	594	375
講習関係業務収入	1,109	424	433	1,449	1,852
手数料等収入	210	194	174	219	208
その他	422	12	16	53	48
経常収益合計	11,056	9,213	8,825	9,377	8,982

(2) 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明

ア バイオテクノロジー分野

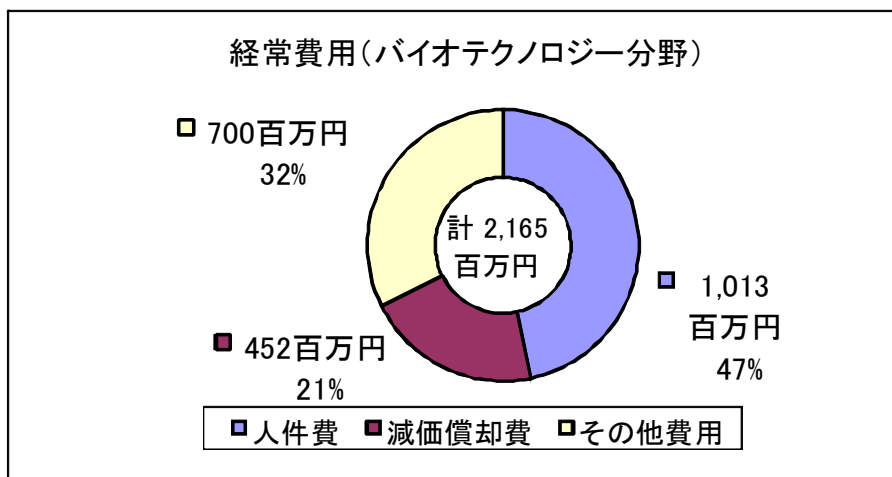
バイオテクノロジー分野では、我が国を代表する微生物を中心とした中核的な生物遺伝資源機関として研究開発や産業上有用な生物遺伝資源を戦略的に収集し、永続的に保存するとともにその提供体制を強化すること等により生物遺伝資源の利用拡大を推進することを目的として、a)生物遺伝資源の戦略

的収集・保存・提供、b)国内及びアジア諸国との生物遺伝資源機関ネットワークの構築、c)ゲノム解析等基本的機能の充実と社会的貢献、d)海外資源国との二国間協力体制の構築、e)特許微生物の寄託業務、f)カルタヘナ担保法に基づく立入検査等業務及びカルタヘナ担保法施行に係る調査業務を実施している。

同分野の事業の財源は、運営費交付金1,944百万円（運営費交付金収益及び資産見返交付金戻入の合計、以下同じ。）、自己収入等154百万円となっている。なお、自己収入の内容は主に、受託収入及び微生物分譲に係る収入である。

同分野の事業に要する費用は、2,165百万円で対前年度比19.9%の減となった。

なお、他の分野に比べ微生物の保存・分譲等に必要な設備機器等を多く抱えており、以下のとおり、他の事業に比べて減価償却費の割合が大きい支出構造となっている。



イ 化学物質管理分野

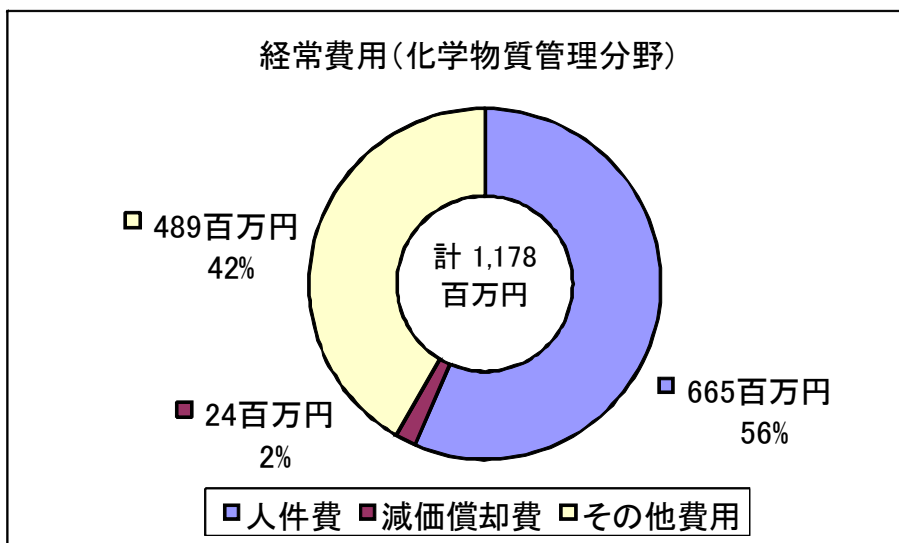
化学物質管理分野では、化学物質に関する国民における安全性に係る理解の深化、事業者による法令への対応と自主管理、国による管理法令の円滑な施行、及びこれら各層における相互理解の促進等に資することを目的として、a)化学物質の有害性等の情報の整備提供、b)化学物質のリスク等に係る相互理解のための情報の整備提供、c)化学物質のリスク評価・管理に係る業務、d)リスク評価手法等の調査と手法開発、e)化学物質審査規制法施行支援、f)化学物質排出把握管理促進法施行支援及び化学物質排出把握管理促進法に関する情報の収集及び解析を実施している。

同分野の事業の財源は、運営費交付金970百万円、自己収入等207百万円となっている。なお、自己収入の大部分は受託収入である。

同分野の事業に要する費用は、1,178百万円で対前年度比9.7%の減となった。

なお、費用の内訳は、他の分野に比べ施設・設備等を保有していないため、減価償却費の割合が小さく、その他費用（主に情報システム関係のリース費用）

の割合が大きい支出構造となっている。

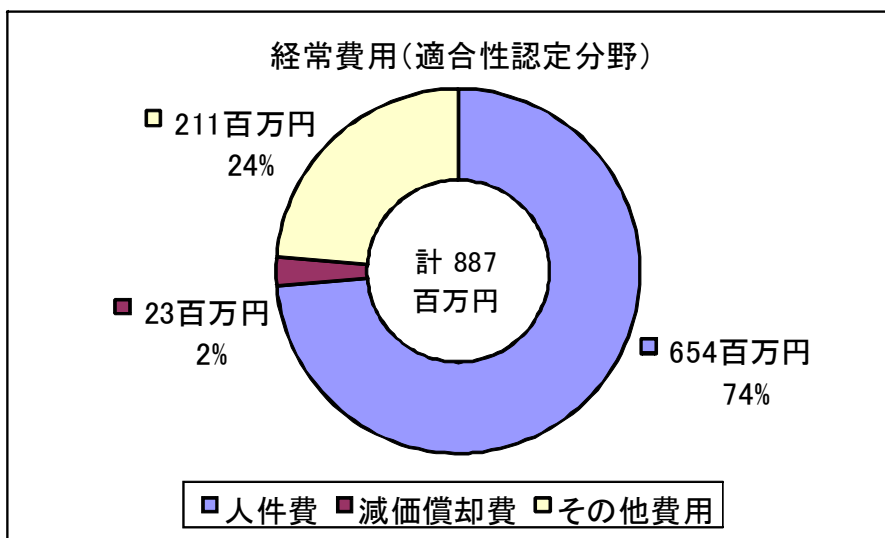


ウ 適合性認定分野

適合性認定分野では、我が国の中核的認定機関として国際相互承認に参加し、国際規格に適合した技術的信頼性の高い認定機関の運営、試験・校正事業者の能力の認定等を着実に行うとともに、広範な分野における審査員の確保等の基盤整備、内外関係機関との協力・連携活動を先導的に推進することを目的として、a) 国際規格に適合した技術的信頼性の高い認定機関の運営、b) 工業標準化法、計量法等に基づく認定業務、c) 製品安全関係法令等に基づく認証機関の登録のための調査等認定関係業務を実施している。

同分野の事業の財源は、運営費交付金 766 百万円のほか、自己収入等（手数料収入）121 百万円となっている。

なお、同分野の事業に要する費用は、887 百万円で対前年度比 6.7% の減となった。費用の内訳は他の分野に比べ人件費の割合が大きい支出構造となっている。

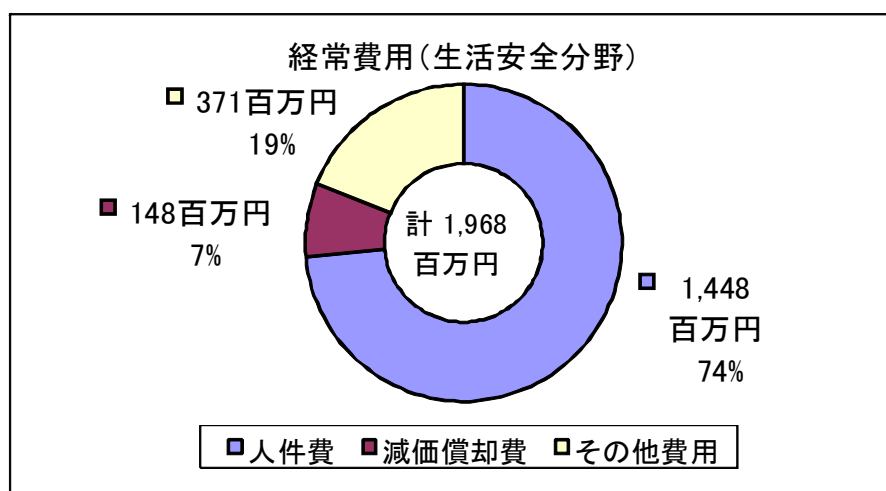


エ 生活安全分野

生活安全分野では、くらしの中で国民が利用する様々な製品の安全性の十分な確保や、そのための技術基盤の整備を図ることを目的として、a)製品の事故に関する情報の収集・調査・分析、原因究明等、b)国内外の関係機関との連携、c)事故の未然・再発防止のための情報提供等、d)製品安全体系の高度化を目指した調査研究、d)高齢者・障害者対応等の分野における標準化、e)製品の安全確保のための標準化、f)人間特性に係る技術的データ等の提供、g)立入検査等及び国際機関による検査の立会い等を実施している。

同分野の事業の財源は、運営費交付金1,823百万円、自己収入等104百万円となっている。なお、自己収入の大部分は受託収入である。

同分野の事業に要する費用は、1,968百万円で対前年度比2.6%の減となった。なお、製品事故調査・原因究明に必要な人員及び設備機器等を多く抱えており、費用の内訳において以下のとおり減価償却費及び人件費の割合が大きくなっている。



オ 講習関係業務

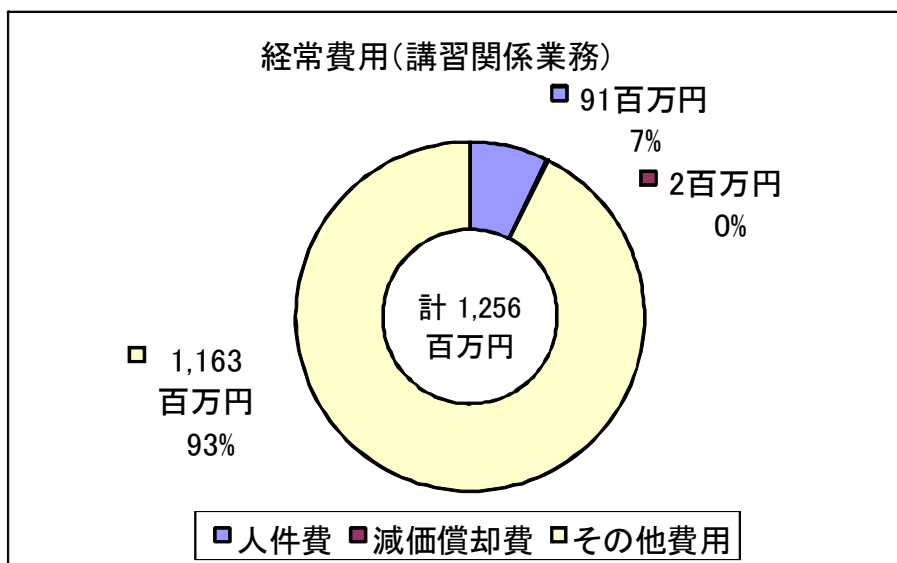
講習関係業務では、電気工事士法に基づく講習関係業務及び特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく講習関係業務を実施している。

同業務の財源は、講習受講者からの受講料等で、同業務はすべて自己収入1,852百万円によって賄われている。

同業務に要する費用は、1,256百万円で対前年度比8.4%の増となった。

平成21年度は1,852百万円の収益を計上しているが、これは、電気工事士法に基づき有資格者が5年毎受講することとなっており、受講者数に5年毎の変動サイクルがあり、本年度は受講者数の最も多い年に当たっているためであり、5年間トータルでの損益はほぼ均衡する見込みである。

なお、費用の内訳は、その他費用が93%を占めているが、これは主に外部委託による費用である。



6. 当該事業年度の業務の実施状況

6. 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置

A. 共通事項

1. 戦略的な人材育成の推進

ナイト職員が、階層に応じた資質と各種専門能力を習得し、「広い視野」と「高い適応能力」をもって質の高い業務を遂行するため、中長期的な視点に立った戦略的な人材育成を推進した。

(1) 研修、内部教育訓練等

【 キャリアパスの運用 】

- ・ 19年度に設定したキャリアパスの11の人材育成コースについて、20年度に引き続き21年度も職員の希望調査を実施した。
- ・ 個々の希望調査結果は、中長期的な人材育成の観点から、次年度の研修等の受講及び人員配置の策定の参考として活用した。また、中長期的にはナイトのビジョンの検討に併せて、人材育成コース等の見直し検討を開始した。

【 職員研修 】

- ・ 21年度職員研修計画に基づき、階層別、分野別等80の研修を実施し、延べ627名が受講した。

① 階層別職員研修

階層別の14の研修に、延べ221名が受講した。

- ・新規職員研修：9名を対象として、職員としての基本的事項を中心とした研修を実施。
- ・中堅職員研修：
 - ・入所3～4年目職員を対象として、「タイムマネジメント研修」等2研修を実施（延べ25名受講）。
 - ・主任級職員を対象として、「プロジェクト管理研修」等6研修を実施（延べ98名受講）。
 - ・新任主査を対象として、チームリーダースキル向上のための研修を実施（10名受講）。
- ・管理職等研修：
 - ・管理職員候補となる新任専門官を対象として、マネジメント能力向上のための研修を実施（9名受講）。
 - ・新任管理職を対象として、問題解決スキル等マネジメント能力向上のための研修を2回に渡って実施（延べ27名受講）。
 - ・管理職員を対象として、人事評価スキル向上のための研修を実施（43名受講）。

② 分野別研修

専門技術習得等のために、ナイト内外の51の研修に延べ135名が受講した。

- ・JNL A技術研修、製品安全本部実務研修などナイト独自に12の研修を企画し実施した（延べ77名受講）。
- ・バイオ政策研修、化学物質総合評価管理研修など各省庁、外部専門機関等が主催する36研修に参加した（延べ55名受講）。

また、海外2機関への長期（6か月以上）の派遣研修に3名が参加。

③ その他の研修

その他15の研修に、延べ271名が受講した。

- ・国際会議等に対応するための、マンツーマンによる高度な英語研修に11名が受講。
- ・メンタルヘルスに対応する研修を実施し、管理職員58名が受講。
- ・新規採用職員からの相談対応や早期自立を支援するメンター職員の研修に延べ15名が受講。
- ・個人情報管理に対応する研修を実施し、延べ128名が受講。
- ・その他、業務を行う上で求められる各種マネジメントスキル研修等に延べ59名が受講。

④ ナイト内部の教育訓練等

各分野で専門知識等を習得するための勉強会・研修会を延べ422回開催。

- ・企画管理分野：リスクマネジメント勉強会、所内職員業務広報発表会等。
- ・バイオテクノロジー分野：微細藻類の検査に関する実習、遺伝子組換え体の取扱・培養・保存についての実習等。
- ・化学物質管理分野：リスク評価勉強会、毒性QSAR勉強会等。
- ・適合性認定分野：認定研究会、審査員連絡会等。
- ・生活安全分野：R-M a p分析手法初歩講座等。

⑤ チャレンジ課題の提案

自発的に問題意識を持ち前向きに取り組む人材の育成を目指し、年度当初の各職員

の業績評価票作成時において減点対象としないチャレンジ課題の提案・設定を推奨した。その結果、対象職員（5G以下）の約半数に相当する108件の提案がありそれぞれ実行された。

⑥ 組織にとって有用な自己研鑽研修への支援

大学院等が土日を中心に実施する社会人向け講座を職員が自発的、意欲的に受講し、かつ、その内容が組織にとって有用な場合は、学費及び旅費を支給する制度を設け支援することとした。

(2) 戦略的人材育成

① 人事交流

人材の育成及び活用、ナイトの組織運営の活性化を図るため、以下の組織と人事交流を行った。

- ・経済産業省：出向13名、受入7名
- ・関係機関（新エネルギー・産業技術総合開発機構）：出向1名
- ・関係機関（産業技術総合研究所）：受入1名
- ・厚生労働省国立食品医薬品衛生研究所：受入（併任）5名

② 国際会議等への参加

若手職員に、国際会議での発表、意見交換、海外調査等を通じた実務経験を積み、ナイト職員としての資質を高めるため、30代以下の職員延べ15名を積極的に参加させた。

- ・国際会議への出席：インドネシア微生物学会、OECD第44回化学品合同会合、国際計量標準シンポジウム等
- ・海外機関への調査：微生物探索共同事業（ベトナム・モンゴル）、CPSC（米国消費者製品安全委員会）、基準認証制度インフラ・能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（JICA調査）等

③ 外部専門家の人材登用

- ・社会・行政ニーズの変化に対応した業務の高度化を図るため、専門能力を有する人材11名を選考採用し、即戦力として活用した（バイオ分野6名、化学分野2名、適合性認定分野2名、企画管理分野1名）。
- ・ナイト内の人材育成では得られない高度の専門性や多様な経験を有する専門家13名を採用（非常勤職員）した（化学分野4名、生活安全分野9名）。
- ・このような人材登用を通じ、保有する専門技術に関する人材育成及び組織の活性化を図った。

2. 戦略的な広報の実施

プレス発表の効果を高めることを目的に、報道関係者を対象としナイトの技術的・専門的な業務内容を解説する場として「NITE懇話会」を開催した（5回、延べ24社41名の記者が出席）。また、製品安全センターにおいては、6月から概ね月1回の頻度でプレス発表を実施した（7件（6回））。さらに、広報の実施に際しては、広報コストの節減にも努めつつ、効率的に以下の広報活動を展開した。

(1) 広報活動・営業活動の推進

① 生活安全分野

- ・製品安全センターの組織及び名称変更と消費者庁発足に伴い製品安全パンフレットを2度改訂し、全国の消費生活センター等へ配布した。
- ・消費生活センター、消防機関、工業会等の要請に応じて講師を派遣（197件）。
- ・生活・安全ジャーナル第8号を作成し、ナイトホームページ上で公開した。

② 適合性認定分野

- ・計量法施行規則第90条の2ただし書きに基づく告示の改正では、新しいニーズに対応した区分の追加や、複数基本量を組み合わせた校正方法が取り入れられ、JCS S登録・認定校正対象の拡大が図られた。この変更点の周知のため、JCS S説明会を東京及び大阪で開催した。
- ・JNLA試験成績書の活用状況や製品認証に関する業界動向を調査し、試験所認定制度に前向きな業界に対し、試験所認定制度の講演を行った。（光触媒工業会 平成21年度第2回技術研究会）
- ・各種、雑誌、新聞への投稿等を実施した。

③ 化学物質管理分野

- ・自治体職員向けPRTTRデータ活用セミナー、経済産業省主催の自治体職員向け化学物質総合評価管理研修、自治体・事業者向け化学物質管理セミナーキャラバンや自治体からの個別講演依頼に応じて、職員を講師派遣（48件）し、ホームページから提供している情報やツールの利用普及を図った。

また、日本リスク研究学会、日本水環境学会、日本トキシコロジー学会で、セミナー、企画セッションを主催し、化学物質管理センターの成果の普及を図った。

④ バイオテクノロジー分野

- ・バイオテクノロジー本部内に広報・営業チームを設置し、効果的な広報活動をするため検討を行い、営業要素の強いパンフレットの作成やサービス内容を記載した名刺等を作成し、広報に活用した。
- ・国内のバイオ産業団体、各地域のバイオクラスター、大学、研究所等との連携を図りつつ、イベントや学会での発表・展示やインターネット、雑誌、新聞等のメディアを利用しての広報活動を行い、ナイトが保有する生物遺伝資源に関する様々な情報の利活用を促進した。

(2) 成果発表会の開催、展示会等への参加

① 生活安全分野

- ・業務報告会を東京（321人参加）と大阪（212人参加）で開催し、業務内容の結果を関係機関・企業等に直接情報提供し、関係機関等との連携を深めた。
- ・毎月経済産業省が主催する「製品安全点検日セミナー」にナイト職員を派遣し、パネルや事故品等の展示説明を行い、積極的な啓発活動を行った。
- ・11月、経済産業省と共催で「製品安全総点検セミナー」を開催した。

② 適合性認定分野

- ・ J I M A 2 0 0 9 総合検査機器展、第 9 回計量計測総合展、計測標準フォーラム第 7 回合同講演会、計測展 2 0 0 9 T O K Y O に出展。

また、計測展 2 0 0 9 T O K Y O の無料セミナーにおいて、J C S S の広がりテーマに講演を行った。

その他、2 0 0 9 分析展で J C S S 標準物質に特化した広報活動を N M I J、C E R R I と合同で行った。

- ・ N M I J と共同で、E U R A M E T 発行「M e t r o l o g y - i n s h o r t 3 r d」の翻訳を行い、「計量学－早わかり第 3 版」としてホームページにアップし、広く情報提供を行った。

③ 化学物質管理分野

- ・ 成果発表会（参加者 3 7 2 名）を職員発表、専門家による特別講演、ポスターセッション、C H R I P などのミニセミナー等の構成により開催した。多数の来場者に成果を報告し、個別業務に関する意見を交換した。
- ・ E C O - M a n u f a c t u r e 2 0 0 9、エコプロダクツ 2 0 0 9 等 3 件の展示会に出展した。エコプロダクツ 2 0 0 9 展は、ポスター等に加えて、大気中濃度マップ、リスク評価体験ツール、C H R I P 等のホームページで展開するシステム等について、1 0 分間程度で職員がプレゼンテーションを行うように展示方法を工夫した。また、横浜市主催の消費者向け展示会では、初めて製品安全センターと共同出展した。

④ バイオテクノロジー分野

- ・ バイオテクノロジー本部主催のものとして、1 1 月に成果報告会（N I T E 微生物資源セミナー）を実施した。本報告会ではナイトのゲノム解析の成果を公表するとともに産業利用等に用いられるゲノム解析について内部外部講師による講演とポスター発表を行った。マスコミ 2 名を含む 5 4 名の参加があった。
- ・ 外部機関主催の展示会としては、環境バイオテクノロジー学会、乳酸菌学会、防菌防黴学会、土壌肥料学会などの学会への出展及び学会誌での広告掲載を行った。バイオ関連企業や団体の総合的な展示会であるバイオジャパンへの出展を行い、バイオテクノロジー本部のサービスの P R を行った。

(3) マスコミを通じた積極的な情報発信

① 生活安全分野

- ・ プレスリリースによる事故防止のための注意喚起を「ブラウン管テレビ」、「I H こんろ・ガスこんろ」、「ストロー付きペットボトルキャップ」、「調理中の沸騰」、「自転車」、「低温やけど」、「暖房器具」、「電源コードの断線」、「カセットこんろ」、「身・守りハンドブック 2 0 1 0 の発行」、「家電製品の発火事故原因究明マニュアル 2 0 1 0 の発行」について、1 1 件（9 回）行った。
- ・ マスメディアからの事故内容、事故件数等の問い合わせ及び再現実験映像の提供依頼について、8 7 件対応した。
- ・ 上記の結果、新聞掲載 8 0 回（5 大紙 5 2 回）、テレビ報道 1 1 8 回（全国放送 1 0 4 回）取り上げられた。
- ・ 「消費生活用製品の経年劣化：製品事故動向分析から見えてくるもの」をテーマに N

I T E 懇話会を開催。

② 適合性認定分野

- ・リチウムイオン電池の対韓国輸出に日本の試験機関の活用が可能になり、認定センター（I A J a p a n）が、国内第1号の事業者を認定したことをプレス発表した。

③ 化学物質管理分野

- ・CMCレターと「化学物質と上手に付き合うために・・・－化学物質のリスク評価－」をマスコミに配布し、化学物質の安全性への関心の向上を図った。
- ・「環境と化学物質の問題～化学物質に関する疑問に答える～」をテーマに「N I T E 懇話会」を開催した。

④ バイオテクノロジー分野

- ・「N I T E 懇話会」を含む5件のプレスリリースを行い、TV7番組、新聞24報に掲載された。
- ・専門誌で23報の研究成果を発表し、47件の学会発表（口頭19件、ポスター28件）を行った。
- ・「新型インフルエンザ：ゲノム解析データの勘所」、「生物多様性条約とN I T Eの生物遺伝資源確保の取り組み」及び「N I T Eの海外微生物資源へのアクセスの取り組みと産業有用微生物の保存提供施設見学会」をテーマに「N I T E 懇話会」を開催。

(4) ナイトの業務全体の理解浸透、支持者・支援者の拡大

① 生活安全分野

- ・主婦連講座「知の市場」を東京（52人参加）と大阪（19人参加）で開講し、製品安全の知識普及に貢献した。
- ・事故防止のための啓発リーフレット「夏の事故」及び「冬の事故」を作成し、ホームページ上で公表すると共に全国の消費生活センター等へ配布した。

② 適合性認定分野

- ・ナイト審査員研修にJ A Cメンバーの受講者を受け入れ、J A C活動に貢献した。
- ・認定センターアドバイザー制度を立ち上げ、ホームページに対する問題点、わかりやすさ等における改善提案をアドバイザーから報告いただいた。この結果をホームページに反映し、ホームページを充実させることができた。
- ・J A C及び登録認定事業者を対象に有料セミナー「I S O / I E C 1 7 0 2 5」を開催し、37名の参加者にセミナーを実施した。

③ 化学物質管理分野

- ・一般国民向け用に作成したサイト「化学物質と上手に付き合うには」についてをユーザニーズ（字の大きさ、情報量の多さ、表現の難解さ等）を踏まえた見直しを行い、さらに、中学生の評価を加えてリニューアルを行った。
- ・小冊子「化学物質と上手に付き合うために・・・－化学物質のリスク評価－」をリニューアルし、わが国ではじめて、リスク評価に関する児童・生徒向けの資料として、自治体等に配布。マスメディアにも積極的に働きかけ、日刊紙を含め2社で報道された。

④ バイオテクノロジー分野

- ・地元新聞社の他、木更津市役所等でも見学会等イベントやトピックスについて情報を発信してもらえるような体制を整えた。
- ・「かずさの森の微生物教室」開催；地元地域の小学生を対象にかずさ地区にて微生物教室を開催した。地元の小学生21人が参加（保護者等を含めると計45名）し、新千葉新聞等地元3紙の記者が取材に訪れ、3紙すべてに本件の記事が掲載された。
- ・相手の要望に合わせた適切な見学対応を実施した。21年度かずさ地区の見学者数530名、本所見学者数29名。

3. マネジメントの改善

(1) 企画管理機能の強化

① リスク管理

- ・実効性あるリスク管理が各課室の日常業務で定着することを目的に、21年度業務管理シートに業務リスク及びそれらの対応を記載した。また、リスク管理委員会を開催し、組織全体のリスクについて、共通認識を図るとともに、各部門のリスク管理の対応状況を報告し、情報共有を行った。
- ・講習事業関係書類の廃棄処理過程における一部不適切な処理に対して、ホームページ上で对外公表し、第三者委員会を計4回開催し、報告を受けた後、経済産業省に改善措置を報告した。
- ・個人情報保護基礎研修（2回）と個人情報保護実施者研修（2回）を開催した。
- ・ナイト職員を対象としてリスクマネジメント勉強会を4回開催し、ナイト職員のリスク管理に対する意識の向上を図った。

② 内部統制

- ・内部統制の強化の観点から、個人情報保護、情報セキュリティ等情報管理全般について見直しを行い、全所的に対応するため「個人情報保護管理規程ガイドライン」、「情報管理ガイドライン」を策定し、各職員に周知徹底を行った。
- ・21年11月に開催された総務省内部統制研究会のヒアリングにおいて、ナイトにおける内部統制の取組みを報告。21年11月に総務省が公表した独立行政法人20年度2次評価結果において、内部統制に顕著な取組みを行っている独法の推奨事例として取り上げられた。

(2) 目標管理制度による効果的な業務運営、職務行動評価制度の導入等

① 目標管理制度

- ・職員の自主性、自発性を高め、効率的かつ着実に業務を進めるため、幹部レベル、課長レベル、若手レベルの検討会を行いつつ、長期ビジョンの骨子を取りまとめ、概要版を作成。同時に、第3期を見据えた目標・計画の検討を開始した。
- ・業務目標、年度実績等について各部門等の理事長ヒアリングを計3回行い、22年度予算編成方針を取りまとめるなど経営方針に反映するとともに、有識者等による会合、幹部レベル、課長レベル、若手レベルの検討会、各部門等と理事長との意見交換会を計22回開催し、第3期の検討を進めた。

② 職務行動評価

- ・人事評価制度を充実するため、職務行動評価（能力評価）制度については、20年度の本格試行結果を分析するとともに職員アンケート調査を実施して多方面から検討を加え、適切な人材マネジメントを行うため、制度を導入した。
- ・関係規程類（人事評価要領、マニュアル等）を改正するとともに、全職員を対象とした説明会を開催し、本制度の周知・徹底を行った。

③ 5 S活動の推進

- ・継続的な業務改善を進めつつ、効果的な組織活動が行えるよう職場環境の改善、コミュニケーションの活発化、挨拶運動等を推進するとともに、更なる意識の向上と活動拡大の動機付けのため5 Sセミナーを開催した。

(3) アウトカム評価の活用による成果の普及

① バイオテクノロジー分野

アウトカム調査として、アンケート1,290件（回答数454件）、ヒアリング40件の調査を行った。NBRCが生物遺伝資源機関として国内で最も良く利用されていることがわかった。調査で得られた要望に基づいて、ホームページにおける菌株情報の提供方法の改善（保存菌株のアルファベット順リスト、BSLレベル・植物許可番号・基準株の表示の明確化）、冊子カタログの発行を行った。また要望のあった乳酸菌株について収集を行い、タイ原産の48株などを公開した。

② 化学物質管理分野

20年度のアウトカム調査の結果を踏まえ、前年に引き続き、PRTTRデータ活用セミナーを開催し、ホームページからの公開情報である大気濃度マップ及び簡易リスク評価体験ツールの活用によるリスク評価の実習、提案を行い、自治体における化学物質のリスク管理の導入啓発に努めた。あわせて、自治体等が主催する講演や研修等へ講師を派遣し、事業者及び自治体にPRTTRデータに基づくリスクコミュニケーションのあり方に関する情報提供を行った。また、一般国民向けの化学物質管理に関する小冊子として作成した「化学物質と上手に付き合うために・・・化学物質のリスク評価」が広報活動を通じて新聞紙上に掲載され、新聞を見たNPO法人、市民団体、個人等の問い合わせに応じてこれを配布し、一般国民に対して化学物質のリスクに対する普及啓発を図った（平成22年1月～3月で約320件の問い合わせ、約1,000冊を配布）。

③ 適合性認定分野

18、19年度のJCS制度、JNLA制度に続き、MLAP制度の社会での使用度、貢献度を確認することを目的として、アンケート調査、ヒアリング調査を実施して指標データの収集を行い、また、その分析結果から制度の課題をより明確にすることにより今後の改善が可能かどうかを見極め、効果的な今後の運営に資するための調査を実施した（アンケート200件、ヒアリング6件）。調査結果を踏まえて、MLAP認定基準の国際基準整合化が認定のエンドユーザーからも望まれているという課題が認められた。これに対して、経済産業省と調整を図りつつMLAP認定基準の国際基準整合化に向けての作業（必要となる文書案の作成等）を開始した。

④ 生活安全分野

Eメールマガジン「製品安全情報マガジン（PSマガジン）」の読者に対し、インターネットアンケート調査を実施して、このツールの国民生活への寄与度を把握し、また、今後のより効果的な情報発信に反映させるべく改善すべき点の洗い出しを行った。アンケートの結果、事故情報の関係するリンク先を表示してほしいとの要望があり、事故情報源のリンク先を貼り付けることとした。

B. バイオテクノロジー分野

1. 生物遺伝資源に係る情報等の提供業務

(1) 生物遺伝資源の戦略的収集・保存・提供

国際レベルのBRC（生物遺伝資源機関）として、研究機関や産業上有用な微生物の生物遺伝資源を戦略的に収集し、継続的に保存・提供するため、以下の業務を実施。

① 有用機能等の探索源となる微生物の収集・保存・提供

【アジア各国・国内での微生物探索】

アジア3か国と二国間による微生物探索プロジェクトを実施。国内外（特にアジア地域）の様々な環境から有用機能等の探索源となる微生物（大量提供用株）を10,447株収集保存。（第二期累計：26,590株）

《ベトナム》

- ・高温菌を含むセルラーゼ生産菌スクリーニングを行った。
- ・北部のバーベイ国立公園及びクックフォン国立公園において採集した試料から、合計118株（いずれも糸状菌）を分離・選択し、日本へ移転し保存した。なお、微生物探索には、日本企業との合同探索を行った。

《モンゴル》

- ・中北部フブスグル県及び西部オブス県において採集した試料から、合計362株（酵母112株、細菌250株）を分離・選択し、日本へ移転し保存した。なお、微生物探索には、日本企業との合同探索を行った。

《ブルネイ》

- ・中部のラビ地区（ランパイオとスンガイ・リアン）および首都近郊のベラカス公園において採集した土壌・落葉・海棲生物などの試料から、糸状菌、放線菌、細菌を分離・選択し、日本へ移転した。

《国内》

- ・木更津市内、高尾山などにおいて採集した土壌等の試料から、合計561株（放線菌470株、酵母8株、細菌83株）を分離・選択し保存した。
- ・外部機関から譲渡された菌株のうち9,406株（糸状菌5,811株、放線菌3,326株、酵母151株、細菌118株）の整理・保存作業を終了した。

【大量提供用株の提供】

- ・CBD（生物多様性条約）を遵守した契約により国内企業及び大学に新規252株を含む10,868株を提供中。

【培養ブロスによる提供】

- ・ 20年度に引き続きJBIC（化合物等を活用した生物システム制御基盤技術開発）からの依頼を受け、糸状菌960株、放線菌1,920株等の総計2,880株を複数の培地を用いて培養し、5,760ブロスを提供した。
- ② 他機関の研究成果である微生物の収集・保存・提供
 - ・ 国内外から微生物株1,844株を収集し、品質確認し、保存した。（第2期累計：8,355株、NBRC株累計：25,209株）
 - ・ 微生物の分譲株数は、8,320株であった。
- ③ DNAクローンの収集・保存・提供
 - ・ ゲノム解析株のDNAクローンを17,147個収集すると共に、提供用ゲノムDNAの種類を10種類増加した。（第2期累計：DNAクローン89,022個、ゲノムDNA28種類）
 - ・ 微生物DNAクローン、ヒトcDNAクローン、ヒトGatewayクローンの合計提供数は、462個、ゲノムDNAの分譲数は34個であった。
- ④ 生物遺伝資源の提供体制強化と利用促進
 - ・ 生物遺伝資源の国際的水準の品質を確保するため、18年度に生物遺伝資源部門で認証を取得した。ISO9001によるマネジメントを実施。
 - マネジメントレビュー（4回/年）、顧客満足度調査（アンケートを実施）、ゲノム情報を活用した品質管理、ユーザーからの問い合わせに対する丁寧な指導・回答（1,500件以上）。
 - 平成21年10月に更新審査及び2008年度版への移行審査を受けた結果、指摘事項はなく、継続及び移行が認められた。
 - ・ 年度内の冊子体カタログ発行のため、公開株のデータチェックとカタログの編集作業を行った。
 - ・ 生物遺伝資源の利用を促進するための普及・啓発活動として、微生物変移原性試験研究会（BMS）に協力し、Ames試験（復帰突然変異試験）の試験方法および試験検定菌の取扱いについての講習会へ講師を派遣した。
 - ・ 各課から人員を集結して利用促進に係るチームを立ち上げ、営業を目的としたパンフレットやチラシの作成、及びそれらのイベントや学会等での配布、PRを行うことによる認知機会を増やし利用促進を図った。

（2）国内及びアジア諸国との生物遺伝資源機関ネットワークの構築

① 国内生物遺伝資源機関とのネットワークの構築

- ・ 日本微生物資源学会（JCSS）参加23機関中、ナイトを含め4機関のJCSS統合オンラインカタログのデータ更新を行い、公開継続中。千葉大学など新たな3機関から病原性微生物株15,116株のデータの提供を受け、公開に向けデータ整備を実施した。新規データを合わせると、公開微生物の総数は58,518株となる。

② アジア諸国との生物遺伝資源機関（BRC）ネットワークの運用

- ・ 19年度に公開した日・中・韓・タイによるアジア統合データベース（ABRCN）を着実に運用した。現在は、NBRC株13,113株に加え、CGMCC（中国

9, 958株)、KCTC (韓国 5, 466株)、BCC (タイ 1, 088株)の検索が可能となっている。

- ・11月にベトナムハノイ市で開催された第6回アジアコンソーシアム(ACM)会合に参加し、データ管理タスクフォース会合を開催して参加機関の現状把握と問題点の収集を行い、今後の展開について協議した。
- ・人材育成タスクフォースのための情報交換と議論促進のため、各国からの代表によるグループをつくり、ACMの人材育成トレーニングコース実施のための助成やテーマについて各国の情報を収集している。
- ・中国・韓国・タイの機関と積極的に微生物資源の交換を実施し、相互補完を進めている。

③ GBRCN 枠組み構築への貢献

- ・生物遺伝資源機関ネットワーク(GBRCN)実証プログラムに参加し、同プログラムの認定制度の検証を着実に実施した。

④ データベース等の充実と情報等の利用促進

- ・カタログ第1版以降新たに保存された微生物菌株のデータを最新の情報に更新し、3,758株を追加した第2版を3月に出版した。
- ・解析されたシーケンス情報をデータベースに追加し整備・充実を行った。シーケンス情報の登録数は8,610で、内訳は糸状菌7,431、細菌282、酵母778、古細菌23、藻類96である。
- ・国内のバイオ産業団体、各地域のバイオクラスター、大学、研究所等との連携を図りつつ、イベントや学会での発表・展示やインターネット、雑誌、新聞等のメディアを利用しての広報活動を行い、ナイトが保有する生物遺伝資源の種類や性質、提供しているサービス等様々な情報の利活用を促進した。
- ・各課から人員を集結して利用促進に係るチームを立ち上げ、営業目的としたパンフレットやチラシの作成、およびそれらのイベントや学会等での配布、PRを行うことによる認知機会を増やし利用促進を図った。
- ・ナイトの生物遺伝資源の保存方法、培養方法等利活用に関する様々な情報を利用者に提供するため、メールマガジンの隔月での配信を開始した。

(3) ゲノム解析等基本的機能の充実と社会的貢献

【ナイトが保有する微生物株のゲノム解析】

生物遺伝資源に関する情報を整備し、付加価値を高めて利活用を促進するため、ナイトが保有する微生物株の中から、分類上の基幹となるもの(a.系統分類上の基準となる株、b.潜在的な利用価値の高い分類群の標準株)を選定し、大学、企業等の共同事業先等と協力し、ゲノム解析(塩基配列の決定、遺伝子領域・機能の推定、遺伝子の発現解析等)及びそれらの情報整備を行った。

- ・塩基配列の決定は、共同事業により解析を行ってきた高温エタノール発酵酵母、ホモ発酵火落ち乳酸菌等NBRC株7菌について塩基配列決定を完了した。
- ・遺伝子領域・機能の推定は、新門代表種として新規耐熱性酵素の産業利用が期待される新門菌、強力な酵素生産能を有しバイオマス分野での活用など、幅広い分野での応

用が期待される好アルカリ性キシラン分解細菌、医薬品への応用が注目されるカイメン由来の新規海洋性細菌、そして古来から食品への利用経験のあるスピルリナと呼ばれるグループの代表的な藻の4菌の遺伝子領域・機能の推定を完了した。

- ・ 遺伝子の発現解析については、NBRC保存株について、バイオエタノール生産の糖供給研究を加速化する、糖化能を向上したセルラーゼの探索を実施した。バイオマスエネルギー先導技術開発において、「新規糖化酵素や新規因子の評価・選抜・探索と遺伝子の収集」として約40株のバイオマス分解関連酵素の部分配列を取得し、天然酵素系の存在を確認するなど、酵素糖化・効率的発酵に資する基盤研究に貢献した。
- ・ ゲノム解析情報の整備としては、磁性細菌、酢酸菌、難分解物質を分解する性質を持つ好熱性硫黄細菌、メタン生成古細菌、食用ラン藻等6菌のデータ公開を行った。産業用磁性素材の開発、安全性の高い医薬品や食品添加物、農薬等の化合物の分解など、各菌株の特徴的な性質を動かすメカニズムの把握につながり、今後の研究開発と産業利用が期待される。

【社会的・政策的に価値の高い微生物のゲノム解析】

- ・ 新型インフルエンザウイルスについて、183株の解析を迅速に実施し、系統解析、薬剤耐性変異・強毒化変異の有無について解析し、新型インフルエンザの監視に役立てられた。
- ・ 感染研から提供された08/09シーズンのヒトインフルエンザウイルス分離株493株の遺伝子について塩基配列解析を行い、その配列データを取りまとめた。
- ・ これらの成果は、WHOのインフルエンザワクチン選定会議や、インフルエンザ薬剤耐性株サーベイランスネットワーク会議へ資料として提供され、流行株の正確な予測や薬剤耐性株の監視体制の強化などに役立った。

(4) 海外資源国との二国間協力体制の構築

【二国間協力における共同事業の実施】

アジア6か国と二国間による微生物探索プロジェクトを実施。

これらの利益配分の一貫として各国にてワークショップを開催し、海外資源国との連携を強化した。

なお、生物遺伝資源の収集実績等微生物探索プロジェクトの事業成果は、B. 1.

(1) ①有用機能等の探索源となる微生物の収集・保存の提供に前掲した。

《ベトナム》

- ・ 微生物の分類学、生態学に関する技術協力に加え、20年度に引き続きベトナム側の要望を受け、バイオマスに活用できる微生物（糸状菌・放線菌）の探索を実施した。
- ・ 1～2月にかけてベトナム微生物探索プロジェクトのメンバー2名を招へいしてナイトで共同研究を実施した。

《モンゴル》

- ・ 日本企業の要望により各種乳製品から微生物を収集する等、企業による食経験のある乳酸菌と酵母の収集活動を強化した。
- ・ 1～2月にかけてプロジェクトのメンバー1名を招へいするとともに、微生物の同

定に関する能力構築を行った。

《インドネシア》

- ・ B R C型MOU締結に向け調整中。
- ・ J I C Aの制度を活用して、インドネシア科学院（L I P I）生物科学研究センターから1名の職員を受け入れ、研修を行った。また、J I C Aからの集団研修で8名を5日間受け入れ、微生物の保存方法、分類同定方法などについて実習と講義を行った。

《タイ》

- ・ タイ国遺伝子工学バイオテクノロジーセンター（B I O T E C）との間で結ばれた「生物遺伝資源の保全と持続的利用に関する包括的覚書」（MOU）及び「共同研究事業に関するプロジェクト合意書（P A - 1、P A - 2）」に基づき、微生物の分類及び利用に関する共同研究を着実に実施した。12月にはバイオテクノロジー本部（かずさ）において中間報告会を実施し、進捗と今後の計画について協議した。

《中国》

- ・ 中国とのMOUの締結。2005年締結のMOUをさらに3年延長することに合意した。

《韓国》

- ・ 韓国の主要なカルチャーコレクションのひとつであるK A C Cと共同研究（韓国で分離された未同定微生物株の分類学的研究、微生物分類手法の開発、微生物株の双方のコレクションへの保存）を開始した。

【新たな二国間協力体制の構築】

- ・ ブルネイ王国産業一次資源省（M I P R）との間でボルネオの熱帯雨林の微生物探索と利用に関する「微生物資源の保全と持続可能な利用に関する」共同研究契約（P A）を12月に締結した。

【A C M - 6 の開催】

- ・ 第6回A C M（アジアコンソーシアム）を11月にベトナムと共に開催。微生物移動管理「M M T」に関するタスクフォース案については全体で合意され、A C Mガイドラインを国際学会等で発表することが提案された。人材育成タスクフォースではトレーニングコース実施に向けたメールベースでの検討チームが発足した。（再掲）

【生物多様性条約締約国会議（C O P）への対応】

- ・ A B Sワーキング会合の第7回から第9回会合に参加し、特に国際的制度（I R）に関する議論の動向とE U提案について情報を収集した。
- ・ ナイト内においてC O P 1 0対応のための検討会を開催し、C O P 1 0においてナイトをアピールする方策を議論。C O P 1 0開催時にサイドイベントを開催することとした。また、同時期に第7回A C Mを開催することとした。

（5）特許微生物寄託業務

特許微生物の有効利用のため、特許法施行規則及びブダペスト条約に基づく寄託機関として、生物遺伝資源機関としての機能との連携を図りつつ、産業界のニーズを踏

また、寄託者にとって信頼性と利便性の高い業務体制を構築し、微生物の特許寄託業務を的確に実施した。

【特許微生物の寄託等事業の実施】

- ・ 20年度に引き続き、タイトの知名度向上、特許寄託制度への理解を深めること及び新規ユーザーの獲得を目的に学会、イベントへの参加、企業、大学等への出張説明（企業13、大学23、その他9）等の広報活動を積極的に行った。
- ・ 233件（前年度から13件増）を受領した。
- ・ 20年度に寄託を受けた微生物は、天災等での死滅、消失を回避するため、東北支所へのバックアップ保管を行った。

【業務規程の改正】

平成21年3月に「日本国における国際寄託当局が行う特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく微生物の寄託等に関する実施要綱」及び「特許微生物寄託当事業実施要綱」が改正され、7月に施行されたことを受けて、業務規程の改正を行った。

※主な改正点

- ・ 寄託しようとする微生物について必要な情報提供を寄託者に要求することを許容する条項を追加
- ・ 安全確認のために必要な場合は、寄託申請及び保管中の微生物の解析が可能となる条項を追加
- ・ 分譲した微生物の適切な使用を確認するために、分譲請求者に対し必要な情報提供を求める事ができる条項を追加

2. 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ担保法）関係業務

（1）カルタヘナ担保法に基づく立入検査業務

経済産業大臣からの指示に基づき、法令遵守状況の確認のための立入検査4件を実施し、その結果を経済産業大臣に報告した。

（2）カルタヘナ担保法施行に係る調査業務

【遺伝子組換え生物の収去・検出技術の開発】

染色体に外来遺伝子が組み込まれた遺伝子組換え微生物の検出を新たな課題とし、収去が想定されるケースの洗い出しと、必要とされる技術の整理を行った。検討結果については、学識経験者により構成された「遺伝子組換え生物等収去・検出技術検討委員会」（2回開催）において助言を得た後、必要な調査及び実験を実施した。

【カルタヘナ担保法に基づく大臣確認審査の支援業務】

- ・ 平成21年7月から、経済産業省が所管する鉱工業利用分野における第二種使用等の大臣確認申請における審査支援業務を開始した。327件の申請について事前の技術的な確認を行った。
- ・ 申請までの流れや書類の作成の仕方を解説したマニュアルを経済産業省と連名で作成し、ホームページで公開することにより申請者の負担軽減を図った。

- ・過去の申請書類のデータベース化に着手した。
- ・遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業省から提示されたG I L S P 遺伝子組換え微生物のリストについて、経済産業省からの依頼を受けて、リストの改正業務を実施した。既存リスト220件及び新たに追加する候補78件について、名称の確認と安全性評価を実施し、作業結果については、学識経験者により構成された「G I L S P 告示原案作成委員会」（2回開催）において助言を得た後、告示原案を作成し、経済産業省へ提出した。

C. 化学物質管理分野

1. 化学物質総合管理情報の整備・提供関係業務

(1) 化学物質の有害性等の情報の整備提供

化学物質総合情報提供システム（C H R I P^{注1}）の整備を以下のとおり推進した。

老朽化したシステムの再構築を行い、ユーザーから要望の多かった検索速度アップなどの改良を行い、利便性を向上させた。

業界団体や自治体主催の講習会などへの講師の派遣、展示会等での実演などによりC H R I Pの普及を図った。この結果、月平均約82万ページ（年980万ページ）のアクセスがあり、前年度比約20%増となった。

また、新たな機能である個別リストのダウンロード件数は10月からの6か月で約9,200件であった。

注1：「化学物質総合情報提供システム」の英語名称「Chemical Risk Information Platform」の略で、サイトの登録商標。

- ① 第1期及び第2期の20年度末までに収集整備した約5,400物質の法規制情報や有害性情報等について維持更新を行った。
- ② 20年度に優先整備物質とした、約200物質のうち20年度に前倒し整備を行わなかった物質について構造式、物理化学性状、法規制情報などの整備を行ったほか、20年度までに整備済みの約3,600物質について、リスク評価に必要な解離定数及び土壌吸脱着係数の追加調査を行った。
また、19年度に実施した製造・輸入量実態調査及び新たに化学物質管理法令の対象となった物質等について調査を行い22年度の優先整備リスト（約300物質）を策定した。
- ③ 用途情報約1400件、経済産業省毒性試験結果10件、GHS情報約290件を整備した。なお、GHS情報に関しては、国の成果を公表するサイトを別途開設しており、厚生労働省、経済産業省からの成果を継続的に追加するなどの運用を行った。
- ④ 国際的に化学物質の有害性情報を共有するために検討が進められている、OECDが運営するHPVグローバルポータルサイトであるeChemPortalに20年度に引き続き我が国が保有する有害性データの提供を行うとともに、GHS分類結果（英語版）の提供を開始した。

また、関連する運営会議に参加し、次期システムについての意見交換等を行った。

⑤ 6月及び22年2月にパリで開催されたOECDの第44回、第45回化学品合同会合において、化学物質管理の専門家として、ナイト職員が出席し、国際的な化学物質総合管理情報の情報収集、各国専門家との意見交換などを行った。

⑥ CHRIPの老朽化したハードウェアの更新と、それに併せたソフトウェアの全面改修を行い、10月1日に公開した。

ソフトウェアの全面改修に当たっては、ユーザーから要望が多かった検索速度のアップや、物理化学的性状からの検索機能の追加、法規制などの個別リストのダウンロード機能の追加などの機能面の強化のほか、データベースの一本化により、利用のしやすさの向上などを図った。

なお、20年度のウェブアンケートで、要望が多かった操作性や検索速度の改善に関するものは、改修前6か月で14件（70件中）であったが、12月末までにはなくなり、改善されたとの意見が10月以降3件あった。

(2) 化学物質のリスク等に係る相互理解のための情報の整備提供

① ナイトのアウトカム調査等を通じ、事業者のニーズやリスクコミュニケーションの現状について把握するとともに、リスクコミュニケーションの国内事例調査を実施した。これらの結果を踏まえてナイトホームページ内コンテンツ「リスクコミュニケーション国内事例」の内容を最新の情報に更新したほか、リスク評価体験ツールについては、最新のPRTTRデータやPRTTR届出対象物質の改正を踏まえ、曝露や有害性情報の見直しに着手した。また、これらのコンテンツとこれまでの化学物質管理センターのリスクコミュニケーションに関する知見を踏まえ、事業者と自治体向けのリスク評価とリスクコミュニケーションに関するテキストを作成した。本テキストは、岐阜県と当センターが共同で作成するリスクコミマニュアルに活用した。

国民の化学物質管理に対する関心を醸成するため「身近な化学物質シリーズ」について、「家庭用防除剤」を追加するとともに、製品安全センターとの共同で「繊維製品(仮称)」の案を作成した。

② 自治体職員向けの情報提供としてPRTTRデータ活用セミナーを東京と大阪で開催し、ナイトホームページから提供しているリスク評価体験ツール、大気中濃度マップなどを活用した簡易なリスク評価手法の提案及び実習を実施し43都県市が参加した（20年度は28都県市）。また、自治体等が主催する講演や研修等への講師派遣を合計33回（20年度は25回）実施し、事業者及び自治体にPRTTRデータに基づくリスクコミュニケーションのあり方に関する情報提供を行った。また、講演会、展示会を通じて、パンフレット「化学物質のリスク評価について－よりよく理解するために－」を配布（約5500部）するなど、事業者向けにリスク評価に関する情報提供を行った。

さらに、国民に向けた普及啓発として、化学物質のリスクに対する理解の醸成を図るために、「化学物質と上手に付き合うために・・・－化学物質のリスク評価－」の改訂を行うと共に、本冊子の展示会での配布、各都道府県等のPRTTR担当窓口、消費生活センターなど約700箇所に送付し、市民への情報提供を図った。

2. 化学物質のリスク評価・管理に係る業務

(1) 化学物質のリスク評価等

①-1 化学物質審査規制法（化審法）監視化学物質のリスク評価等

- ・監視化学物質のリスク評価手法に従い、製造輸入量又は国内出荷量が1 t以上の監視化学物質544物質についてリスク評価を試行し、経済産業省に情報提供を行った。また16物質についてはより詳細な評価を行い、これら評価結果も踏まえてリスク評価手法の改良を行った。
- ・改正化審法におけるリスク評価に向け、優先評価化学物質のリスク評価手法について、20年度に構築した監視化学物質のリスク評価手法を上記の改良も踏まえつつ改良し、下記2.(2)②の排出係数一覧表とともに技術ガイダンスとしてとりまとめた。
- ・また、改正化審法での利用に向け、リスクに基づく優先評価化学物質の選定を行うためのスクリーニング評価手法について、必要情報を収集して所要の検証を行い、厚生労働省、環境省、経済産業省の意見や監視化学物質のリスク評価手法との関連性を踏まえ取りまとめた。
- ・ストックホルム条約対象物質（P F O S^{注2}又はその塩）について、化審法による規制の態様を決めるため、特定の用途についてリスク評価を行ってリスク評価書としてとりまとめた。同評価書は国の委員会に提出され化審法による管理の判断に利用された。

注2：ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）の略称。

①-2 化学物質排出把握管理促進法（化管法）対象物質のリスク評価等

化管法対象物質等150物質の初期リスク評価結果^{注3}について、吸入暴露の再評価を実施し、その結果について公表した。また、従来は推計データも含むP R T Rデータに基づく大気濃度の推計値等を用いてリスク評価のフォローアップを行っていたが、届出排出量によるリスクの増減を推定し、評価の見直しを行う物質の優先度を付けることにより、150物質のフォローアップを効率的に実施した。

また、平成19年度のP R T R排出量を基に全国の大気中濃度の推計を行い、この結果を地図表示し、大気中濃度マップとして公表した。

注3：13年～18年度にかけ化管法対象物質等150物質について行った初期リスク評価の結果。評価結果は初期リスク評価書として取りまとめた。

② 化学物質関係のインターネット公開情報等（事故、海外規制情報など）を入手、整理するとともに、関係する各種学会（日本リスク研究学会、日本内分泌攪乱化学物質学会等）に参加して情報収集を行った。

なお、リスクが直ちに懸念されると判断された物質はなかったため、改めて暴露評価、リスク評価等は行わなかった。

③ 監視化学物質のリスク評価や手法検討への利用のため、製造輸入量、用途等監視化学物質に関する非公開情報等を更新、整備し、物化性状については追加を行うとともに、新たに監視化学物質に指定された物質の情報を追加整備した。また、国が公表している主要な環境モニタリング情報も併せ整備した。

これら情報は、データベースソフトの利用により整理、体系化を進めリスク評価等に利用した。

(2) リスク評価手法等の調査と手法開発

① 日本版用途分類一覧の作成

- ・環境媒体中への化学物質の排出量を推計するため、20年度作成した化学物質の用途分類一覧案について、経済産業省と連携して産業界に説明（約15団体）し、得られた意見等に基づき改良を行って日本版の用途分類一覧を完成させた。
- ・同用途分類一覧は、改正化審査法に基づく届出とそれを用いて行うスクリーニング評価、リスク評価への利用のため、経済産業省のホームページから公表され、国内に周知された。

② 排出係数一覧表

環境媒体中への化学物質の排出量を推計するために必要な排出係数を①の用途分類ごとに決定してリスク評価やスクリーニング評価に利用するため、20年度作成した排出係数一覧表をベースにして、新たなP R T Rデータ等を用いて調整し、産業界に説明（化学、電機、自動車等約60団体）、意見等を集約して排出係数一覧表を改訂した。

③ 直接暴露量予測に必要な情報基盤整備

- ・生活・行動パターン情報調査事業を実施し、インターネットを利用したアンケート調査を行い、家電製品等の所有数や使用時間、ペンキ、ワックス等の使用状況等のデータを取得した。
- ・これらデータは、19、20年度に取得したデータと併せてクロス集計、多変量解析等の解析を実施し、室内暴露、リスク評価に必要な基盤情報（暴露係数）として整備した。

④ 改正化審査法のリスク評価等への利用に向け、スクリーニング評価手法やリスク評価手法について検討し、技術ガイダンス等としてとりまとめた（2.（1）①-1の一部再掲）。

3. 化学物質審査規制法関係業務

(1) 化学物質審査規制法施行支援業務

① 新規化学物質の事前審査等

- ・新規化学物質の審査資料について分解性、蓄積性等試験データ等を精査し、3省合同審議会関連資料等を作成・提出、審議会において説明等を実施した（376件）。
- ・分解性、蓄積性等試験データ等の精査について、届出事業者の事前ヒアリングを実施した（359件）。
- ・新規化学物質の試験報告書等審査資料を受理し、3省及び審議会に先立って行われる予備審査会の委員に適切に送付した。
- ・少量新規化学物質製造等申出書の内容確認（名称・構造式など）等を行った（24,759件）。
- ・中間物等の申出書類確認作業について、305件（修正案件14件、変更案件88件含む。）確認し、38,645項目の問題点を指摘した。また、中間物の確認作業の効率化のために、中間物確認状況のDBを作成し、中間物等の申出内容及び年度実績

等を更新しつつ、活用している。

- ・化審法に基づき提出された有害性情報報告についてデータ整理を行った（148件）。
- ・新規化学物質の審査等に関する技術的事項について、事業者からの問い合わせに対応した（299件）。
- ・G L P適合確認申請のあった試験施設について、書面審査、現地査察、報告書（案）の作成等を行った。（4件）
- ・既存化学物質の分解性・濃縮性に関する安全性点検実施物質について、物質名称等の精査を行った（45件）。
- ・審査が終了した新規化学物質及び規制対象となった既存化学物質について、官報公示名称原案を作成し、3省へ提出した（264件）。

※二監三監物質は物質単位でカウント（延べ数では281件）

- ・改正化審法による製造・輸入量の届出の施行準備として20年度に実施したM I T I - C A S 番号の整合化確認のデータを経済産業省に提供し、パブリックコメントが行われるとともに、提出された意見（提出意見組合せ約11,000件、うち重複除く約5,000件）についての正否について確認を実施。

		21年度	20年度	19年度	18年度	17年度
①事前相談		299件	321件	589件	795件	913件
②事前ヒアリング		359件	461件	498件	395件	330件
③審議会資料作成等 内、低生産量		376件	470件	447件	364件	299件
		154件	181件	147件	134件	194件
④官報公示 名称原案 作成	経済省	新規35件 既存235件	新規138件 既存0件	新規337件 既存50件	新規182件 既存49件	新規188件 既存3件
	厚労省	新規27件 既存122件	新規99件 既存0件	新規194件 既存15件	新規148件 既存28件	新規196件 既存17件
	環境省	新規28件 既存235件	新規104件 既存0件	新規191件 既存50件	新規158件 既存47件	新規196件 既存41件
⑤官報公示 名称案 作成	経済省	98件	0件	104件	104件	161件
	厚労省	27件	99件	194件	148件	196件
	環境省	28件	104件	203件	158件	196件
⑥少量新規化学物質 ^{注4}		24,759件	22,405件	21,390件	19,954件	17,048件
⑦中間物等		305件	249件	228件	195件	187件
⑧既存化学物質の 安全性点検 分解性 蓄積性 (名称確認)						
		23件	9件	31件	29件	24件
		22件	12件	22件	26件	23件
⑨有害性情報の報告		148件	120件	179件	49件	75件
⑩G L P適合確認 ^{注5}		4件	3件	3件	5件	6件

注4：申出書の内容確認(名称、構造式等)を行った。

注5：Good Laboratory Practice、優良試験所基準。化学物質の各種安全性試験の信頼性を確保する手段として、OECDにおいて1981年に採択された。化学物質審査規制法では、昭和59年3月に導入し、12年3月に改正した。

- ② 監視化学物質の製造、用途、使用形態等の情報の整備を行い、経済産業省にそれらの情報を提供した。製造・輸入量実態調査については、経済産業省に確報のための情報を提供した。確報は、12/18に経済産業省のホームページに掲載され、各種化学物質管理施策の資料（リスク評価、物質見直し等）として活用が図られている。
- ③ J-CHECK^{注6}（英語版）について公開画面、検索機能、データ登録機能及びデータ管理機能を開発した。

分解性、蓄積性、生体毒性に係る既存点検試験報告書公開のため、報告書の修正等を行うとともに、21年度に届出された新規化学物質データ、中間物申出に係るデータ等を入力した。また、試験報告書等について適切に保管した。

注6：化審法に係る化学物質の安全性情報等を広く国民に発信するために作成したデータベース。

- ④ 化学物質の蓄積性を予測する手法として類似の化学物質構造のカテゴリーの考え方について整理し、そのうちの「単純受動拡散カテゴリー」についての予測手法を構造活性相関委員会（8月）で最終検討を行いとりまとめ、報告書をナイトホームページ上で公開した（10月）。さらに、本予測手法は、経済産業省により化学物質審議会（12月）に報告され、今までのQSAR予測結果に加え、参考情報として提出していくこととなった。

次に「極性官能基を有する物質カテゴリー」についての定義や予測手法の検討を開始し、構造活性相関委員会（12月）において第一回目の検討を行った。

- ・化学物質審議会（10回開催）の審査対象物質に対し、分解性及び蓄積性のQSARによる予測結果を審査参考資料としてまとめ提出すると共に、同審議会の中で資料の説明を行った（合計：新規化学物質201物質、既存化学物質19物質）。
- ・毒性試験報告書や毒性作用機序情報の収集・整理・解析を行うと共に毒性知識情報データベースや有害性評価支援システム統合プラットフォームの試作版の開発を行った。また、外部有識者からなる研究開発推進委員会を2回開催し（5月、1月）研究開発に反映した。その結果、プロジェクトの中間目標に定められた基準を満たしたシステム（試作版）が21年度末に完成した。中間評価分科会（8月）では、研究成果について事業原簿の作成及びプレゼンテーションを行い、優良合格の評価を得た。

さらに、事業成果について、日本トキシコロジー学会学術年会におけるシンポジウムの実施（7月）、論文発表（3報）、学会等での口頭発表又はポスター発表（11件）、業界等の学習会での講演（2件）により公表した。

- ・OECDのQSAR会合（10月）へ出席し、QSAR Application Toolboxの運用・管理の方針や次期バージョンの仕様に関する議論に参加し、事業の概要説明及び成果を次期QSAR Application Toolboxに活用するための提案を行った。

- ⑤ 次の国際会議等を通じ、技術支援、情報収集等を行った。
- ・第1回及び第2回OECD新規クリアリングハウス会合に専門家として出席し、国際的な新規化学物質審査制度等に関する情報収集、各国専門家との意見交換などを行っ

た。会合の対処方針案及び報告書案の経済産業省への提出に加えて、我が国で開催した第2回会合では会合ホストの協力を行った。

- ・MAN・PPにより化審法で届出可能性のある、4件の海外事業者への意見を経済産業省へ提出、事業者及び関係政府機関との電話会議への参加など、3省と連携しつつ対応した。
 - ・OECDのGLP作業部会への対処方針（厚労省案）各省合議に対するコメント案を作成し、経済産業省へ提出した。
- ⑥事業者による法令遵守が適切に行われるよう普及啓発を行った。
- ・新規化学物質の審査等に関する技術的事項について、事業者からの問い合わせへ対応した（299件）。
 - ・米国業界団体主催の講演会への講師派遣により化審法の普及を図った。
 - ・「化審法実務提要（第一法規出版）」の編集を行った。

（2）立入検査等

経済産業大臣の指示を受けて、3省の担当官と共に、中間物／輸出専用／閉鎖系用途の確認に係る事業所に対して立入検査を34件実施した。その結果、197項目の問題点を指摘し、経済産業省へ速やかに報告。この報告を踏まえ、経済産業省で問題点の対処方針の検討・事業者への改善要求をし、立入検査後の法令遵守の向上が図られている。

また、立入検査に向けた検査対象事業者の申し出状況確認に中間物確認状況のDBを活用している。

4. 化学物質排出把握管理促進法関係業務

（1）化学物質排出把握管理促進法施行支援

- ① 化学物質排出把握管理促進法（化管法）に基づく届出の集計処理業務を以下のとおり実施した。
- ・化学物質排出把握管理促進法における電子計算機システムの運用、維持・管理を行うとともに、届け出られたデータについて、データの確認及び必要な電子化等を行いファイル記録システムに入力した。
 - ・届出データを集計し、別途提供される裾切り推計及び非点源推計結果を併せ公表用データ等を作成した。
 - ・21年度の届出件数は、39,472件（20年度届出件数40,725件）であった。このうち、電子届出は、届出システム等の改良、電子届出の普及・啓発活動などにより、全体の約46%（17,953件）となり20年度から約3%増加した。
 - ・電子届出システム等については、20年11月21日に化管法改正政令が公布され、23年度から改正政令に基づく届出が開始されることから、改正政令に対応した大幅な改修に着手した。
 - ・電子届出率が伸び悩んでおり、書面届出の処理作業の向上を図るために、23年度の届出に向けて届出書に係る省令が改正されることから、届出様式に2次元バーコード（QRコード）の採用を経済産業省に働きかけ、採用された。このため、2次元バーコード（QRコード）にも対応した届出書作成支援プログラムの開発に急遽取り組む

こととした。

- ・ 23年度から政令改正後の届出が開始され、届出数の増大が見込まれることから、届出処理が円滑に実施できるようマニュアルの見直しを行った。
- ② 化管法に係る普及啓発、事業者の自主管理の支援等のため、以下のような取組を行った。

1) 問い合わせ対応、講師派遣による普及・啓発

事業者等からの問い合わせは199件であった。(20年度は、201件であった。) PRTR届出窓口の自治体担当者を対象にしたPRTR活用セミナーなどの講習会で、政令改正に伴う届出の注意点等に関する講師協力の表明や講習会開催の打診などを行った結果、自治体が主催する法令改正に関する説明会が開催され、合計20件の講演会に講師を派遣した。

- 2) 化管法関連情報のホームページを迅速に更新し、常に最新の情報を提供するよう努めた。日本語版のアクセス数は、以下のとおり20年度に比べて約25%増加した。

	21年度	20年度	19年度	18年度	17年度
日本語版	200	160	140	160	132
英語版	9	10	8	8	8

(千ページ/月)

また、PRTR届出データの個別事業所データについて20年度からは集計結果の公表と同時に公表されたが、PRTR分析システム^{注7}を閲覧者自身のコンピュータにダウンロードし、このプログラムを介さないと閲覧できないため、排出量マップと連携してウェブページ上で簡単に見ることができるよう平成22年度当初から公表するため排出量マップの改修を行った。

この改修と同時に大気中濃度マップ及びリスク評価体験ツールとの連携を強化することにより、化学物質管理に対する理解増進を図った。

注7：PRTR届出データを閲覧、条件抽出等を行うためのプログラム

(2) 化学物質排出把握管理促進法に関する情報の収集及び解析

① 国内外の情報収集整理

- ・ PRTR対象物質取扱量実態調査

20年度に引き続き、化管法に基づくPRTR対象物質を取扱っている事業者を対象とした取扱量等の実態調査を実施した。50,000事業者に調査票を送付し、約20,000事業者から回答を得た。

また、本調査データは、従来から裾切り以下の事業者からの排出量の推計の基礎データとして活用されており、これまでは、PRTR届出対象事業者である21人以上の従業員数を対象にした調査データのみであったが、21年度は、従業員数20人以下の事業者データも調査結果として提供することができたため、裾切り以下の事業者の実態により近い状態での推計がなされ精度の向上が図られた。

- ・ OECD PRTRタスクフォースへの対応

21年度に開催予定となっていたOECDタスクフォース会議(以下「TF」と略

す)は、22年度に延期されたため、会議への参加はなかったが、TF事務局が各国のPRTTR制度状況をまとめた報告書等において、その内容の確認を関係各省と連絡調整し事務局へ回答を行うなど、情報収集、提供に努めた。

② 情報の収集解析

- ・18年度に開発したPRTTR解析支援システムについて、平成20年度に公表されたPRTTRデータ及び20年度に取得した取扱量実態調査等のデータを更新した。また、当該システムを使用して取扱量調査データとPRTTR届出データの比較検証を行い、年度間のデータ変動の差から、国で行っている届出外排出量の推計方法について、取扱量調査データの使用方法を従来の2年間の平均値から4～5年程度の複数年のデータの平均値を使用することへの変更や化学物質の取扱事業所比率の算出方法の見直しなどの改善を裾切り推計委員会へ提案し、21年度の推計から取扱事業所比率の算出方法が変更され、推計精度の向上が図られた。
- ・モニタリングデータと届出排出量の比較など、届出データの解析を行い、自治体が主催する講演会、セミナー等で情報提供することにより、事業者における自主管理の促進を図った。

5. 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律関係業務

(1) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(以下「化学兵器禁止法」という。)第30条第5項に基づく国際機関による検査等の立会い業務(オンサイト分析を含む。)については、同条第6項に基づく経済産業大臣の指示に従い、19件についての的確に実施し、その結果を速やかに経済産業大臣に報告した。

その内訳は、表2剤3件(内1件においては現地分析が実施された。)、表3剤3件、有機化学物質13件であった。特に、現地分析の実施された表2剤検査の立会いにおいては、検査団・検査団分析装備品の的確な受入のみならず、対抗分析の的確な実施により、検査団の分析データの正確な検証を達成した。

(2) 化学兵器禁止法第33条第4項に基づく立入検査等については、同条第5項に基づく経済産業大臣の指示に従い、26件において的確に実施し、その結果を速やかに経済産業大臣に報告した。

(3) 上記の立会い業務及び立入検査等業務を的確に実施するため、以下の措置を講じた。

① 化学兵器禁止法に規定された特定物質、指定物質及びこれらの関連物質の分析能力の向上を図るため、当初は、化学兵器関連物質の分析経験のある国内の分析機関と合同で分析実験を行う訓練を計画していたが、従前の外部機関との訓練においては毎年良好な実績を重ねてきたこと、今年度は20年度以上の検査等立会いが予測され日程の調整が困難となることが予測されたこと等の現状ををふまえ、訓練自体の内容を変更し、分析対応能力を向上させることを目的として訓練を実施することとした。

今年度においては新規の現地分析への立会い担当者を育成し、分析対応能力の向上に資することに目的を変更して訓練を実施することとした。今年度の現地分析への立

会いは新担当者において的確に実施された。

- ② 国際機関による検査等の対象事業所のうち、22事業所に対し実態調査を行い、速やかに経済産業大臣に報告した。
- ③ 化学兵器禁止機関（OPCW）における分析方法、検査に必要な装備等に関する会合、検査実施に関する会合、研修等については実施されなかった。
- ④ 現地分析を伴う国際検査に対し、その受入能力を高めるために、新規の現地分析立会い担当者を訓練により育成し、受入能力を向上させた。
- ⑤ 途上国支援等の国際協力の場は持たれなかった。

D. 適合性認定分野

1. 国際規格に適合した技術的信頼性の高い認定機関の運營業務

(1) 認定機関の信頼性確保

認定機関の技術的信頼性を確保するため、以下の業務を行った。

① マネジメントシステムの維持・継続的改善及び効率化

- ・国際規格（ISO/IEC 17011）に適合したマネジメントシステムの維持と適切な業務遂行のため、マネジメントシステム文書を見直し、65件の改正、9文書の新規制定及び1文書の廃止を行った（現時点でのマネジメントシステム文書数は182）。

また、申請・認定事業者に対する要求事項である技術基準文書等は、最新版をホームページに公開しており、新規制定9文書も制定後速やかに公開した。なお、説明会については必要なく開催しなかった。

- ・内部監査は年1回実施し、マネジメントシステムが適切に維持されているかを確認した。内部監査の結果、各課室は指摘があった4件の不適合事項に対して迅速に是正し再発防止処置を徹底し改善した。
- ・マネジメントシステムの迅速な改善を図るため、ほぼ毎週開催する認定幹部会を活用する方式のマネジメントレビュー（所長による業務の見直し）は、早期業務報告、所長による見直し・所見及び迅速な是正処置・改善を推進してきた。
- ・審査・検査に対する満足度調査及び認定機関に対する要望調査

顧客（申請・認定事業者）の要望を把握し、マネジメントシステムの改善に資するため、個々の認定審査・検査終了後、事業者に対し審査・検査の満足度に関する調査を実施した（回答182件/287件（回収率63%））。審査に対する不満等個別対応が必要な事項については、速やかに関係者から状況を聴取し、根本原因を調査し必要な措置をとった。また、満足度調査結果は集計、分析を行い、認定幹部会、審査員連絡会等で報告し、必要な遵守事項について周知した。

また、調査で寄せられた要望に基づいて、事業者の自主的改善を促進するために、現地審査において従来は不適合のみを指摘していたのを、不適合には至らないが懸念/推奨される事項も提示できるよう、今年度から審査結果の提示をよりきめ細かくするシステム改善を行った。

また、回収率を向上させるため郵送、FAX及びメールによる回答の受付を行った。

② 審査員の確保及び資質・レベルの維持向上

- ・審査員研修を2回実施し、計34名が参加した。その結果、計14名の技術的専門性の高い外部審査員を確保した。
- ・認定に関する情報提供と審査レベルの平準化を図るための審査員連絡会を開催し、併せて意見交換を行った（3月2回（東京、大阪））。なお、10月開催予定であった審査員連絡会は台風により中止となったため、代替として必要な情報（指摘事項の事例、審査における主導的サンプリングの実施等）を配布し、3月開催の連絡会で意見交換を行った。

③ 認定機関職員の資質向上と技術力強化

- ・21年度職員研修計画に基づき研修を実施し、審査員としての知識を深めた。
- ・海外研修としては、APLAC相互評価を行う主任評価員の技術力向上のための研修に2名を参加させた。
- ・試験所等外部機関を利用した外部研修を以下のとおり実施し、延べ32名の職員が参加して技術力強化に努めた。

[JCSS校正技術研修4回、JNLA技術研修2回、不確かさ研修2回、苦情対応マネジメント研修1回、インターネット関連技術研修1回等]

- ・JNLA技術研修を2回開催し、延べ20名の職員が参加して、技術力強化に努めた。

(2) 認定制度の信頼性向上、普及拡大

日本認定機関協議会（以下「JAC」という。）は、我が国における認定制度の信頼性向上、内外の認定機関情報の共有、認定基準の透明性・同等性の確保、評価技術の向上を図るための活動を行っており、ナイトはJAC事務局として各種委員会やWGの活動を主導して実施した。

【開催委員会等】

- ・運営委員会（全体的方針決定）1回、情報委員会（海外動向等）2回、製品認証WG 1回、試験所認定WG（JLAC）4回を開催した。

【認定制度の利用拡大のための活動】

- ・試験・校正等事業者向けJLAC技術情報セミナーの開催（6/11参加者164名）
- ・国内の5団体の試験所組織から代表者を集め、試験所組織連絡会を2回開催した。

【要求事項の解釈の統一化のための活動】

- ・外部3つの認定機関を含めた4つの認定機関の審査員が一堂に集まり、ISO/IEC 17025に関する審査員意見交換会を1回開催した。

【審査員の相互利用・研修の共催】

- ・ナイト審査員研修へのJACメンバーから講師派遣（延べ4名）、JACメンバーの組織から研修生の参加（3名）を促進した。

【国際会議の事前協議体制の検討】

- ・JLACではAPLAC総会2010大阪の開催に向けた準備会合を5回開催し、調整を進めた。

(3) 国際相互承認 (MRA) の維持

① APLAC、ILACでの活動と貢献

- ・アジア・太平洋試験所認定協力機構 (APLAC) については、5月の理事会及びMRA評議会、12月の総会及び技術委員会などの関連会議に参加し、MRAの信頼性の確保に資する貢献を行った。
- ・国際試験所認定協力機構 (ILAC) については、4月の認定委員会、10月の総会及び相互承認委員会等の関連会議に参加し、MRAの信頼性の確保のために貢献した。
- ・認定機関に対する要求事項ISO/IEC 17011の適用指針案については、ILACに対して、我が国にとって有益となるよう複数回のコメントを提出し、主要な事項については概ね受け入れられた。
- ・RMP (標準物質生産者) 認定に係るAPLAC、ILACでのガイダンス文書作成に積極的に貢献し、IAJapanからのコメントの多くがドラフトに反映される結果となった。
- ・上記以外にも、遠隔地操作や技能試験に関する国際ガイダンス文書の作成、改定等に貢献。
- ・インドネシア、台湾の認定機関からの研修生を受入れ、標準物質認定スキーム等認定業務の習熟、情報交換を通じて協力体制をより一層強化した。(海外認定機関との協力体制の強化、国際的地位の向上)
- ・シンガポールの規制当局、認定機関との面談、技術情報等の情報交換を行い、交流を深め、協力体制の構築を行った。(海外認定機関との協力体制の強化、国際的地位の向上)
- ・APLAC総会2010大阪の開催に向け、APLAC総会においてアナウンスを行うとともに、専用ウェブサイトを立ち上げ、総会主催者としての活動を開始。APLAC事務局との調整も同時に進め、円滑な運営を進めている。

② APLAC相互評価活動への貢献

- ・APLACからの派遣要請に基づき、フィリピンの認定機関のAPLAC評価に評価チームリーダーを派遣、シンガポール及び米国の認定機関のAPLAC評価にそれぞれ評価員を1名ずつ派遣し、国際的な活動に貢献した。(ナイトにおけるAPLAC評価員は、現在6名)
- ・MRA加盟の海外認定機関から審査員の派遣要請はなかった。
- ・製品認証認定に関するISOガイド65関係の調査、CO2排出認証認定に係るISO 14065関係の調査を実施。

(4) 標準物質情報の提供

① 標準物質情報データベース (RMinfo)

45の既登録機関にデータベースの更新、修正内容について照会し、内容の刷新と充実を図り、310回(3月末)コンテンツの更新を行った。

標準物質情報委員会を2回開催するとともに、標準物質登録情報の拡充を目的に、既登録機関及び新規2機関に登録の働きかけを実施した。その結果、登録機関数は20年度末比+2の47機関となった。

また、登録情報内容を精査し、268物質については情報内容を更新するとともに

認証書をPDF化して情報提供し利用者の利便性を向上させた。他に、生産終了等で無効となった情報の削除も行い、結果、登録標準物質数は6,690件(20年度:6,715件)となった。

② 国際標準物質データベース (COMAR^{注1})

標準物質情報委員会の了承を得た新規認証標準物質及び既登録の認証標準物質で新たに委員会の承認を得た計35件の情報をCOMARデータベースに登録した。

注1 COMARとは、標準物質を登録した代表的な国際データベースの略称。

2. 経済産業省に係る法令等に基づく認定業務

(1) 法令に基づく認定業務

① 法令に基づく認定業務については、申請受付後速やかに審査チームを編成して審査を行うとともに、審査後は評定委員会を適時に開催し標準処理期間内に速やかに処理することに努めつつ、次のとおり実施した。

また、JCSSについては、4月からの審査・検査における指摘事項分類の変更、告示改正と法令解釈の変更、登録区分拡大等に伴うナイトの規程の改正、測定監査手数料の改正等の変更についての説明会を7月に東京と大阪で開催し、186事業者合計254名の参加があった。

以下、各認定業務の実績は、JNLA、JCSS、MLAPの認定制度プログラムごとに整理した。

ア JNLA (工業標準化法に基づく試験事業者登録制度)

・申請受付: 97件 (うち新規18、登録更新79件)

[参考] 20年度 64件

・登録件数: 75件 (うち新規21、更新54件)

[参考] 20年度 42件

・登録事業所数: 178

[参考] 20年度 158

・評定委員会開催: 9回

・申請受付から登録までの処理期間

標準処理期間(150日)を超えた案件はない。

・変更届出書の処理

登録試験事業者から提出のあった変更届出書175件については、迅速にその内容を確認し、登録証の変更等所要の処置を行うとともに事業者登録内容の維持管理を確実にした。

・告示改正作業の支援

JIS規格の改正情報、区分追加の要望等に対応するため、告示を見直し、改正案を作成・提案して経済産業省が行う告示改正作業を支援した。この結果は、21年11月17日の登録区分改正告示に反映された。また、21年12月末のJIS情報に基づく次回告示改正案を平成22年5月に提案予定。

・ガイダンス文書等の作成、公表

事業者の申請を一層容易にするための技術分野別不確かさ見積もりに関するガイ

ド文書等については新たに土木・建築分野及びパルプ・紙分野を公表した。また、既に公表済みの繊維分野については、技能試験結果を踏まえた不確かさの評価手法を追加し、改正を行うとともに、別の試験方法のガイド文書を作成中である。

また、不確かさの評価に重要なカテゴリー分類について、分類事例を大幅に増やし、公表を行った。

さらに、測定トレーサビリティ方針対応事例について8分野（機械、電気、車両、繊維、パルプ・紙、給水・燃焼、抗菌、医療・福祉）で作成中であり、22年度に公表予定。いずれも各技術分科会で審議した。

イ J C S S（計量法に基づく校正事業者登録制度）

- ・申請受付：113件（うち新規22件、更新91件）

[参考] 20年度 87件

- ・登録件数：113件（うち新規22件、更新91件）、登録拒否：1件

[参考] 20年度 67件、登録拒否：0件

- ・登録事業所数：221

[参考] 20年度 203

- ・評定委員会開催：10回

評定委員会審議要否検討会：12回

- ・登録更新手続き

平成17年に改正された計量法に基づき、今年度から登録有効期限を満了する事業者が発生するため、更新手続きに混乱が生じないよう関東・関西の2地区で説明会を実施した結果、91事業所からの更新申請があり、2件の登録有効期限を越えた事業所があったが、その他の事業所については、混乱もなく、円滑に更新された。

また、有効期限を越えた事業所についても事業所の移転に伴う工事の遅延及び是正報告の遅延によるものであり、事業所の都合によるものであった。

また、登録更新を円滑に行なうため、今年度から評定委員会以外に評定委員会審議要否検討会を設置し、処分の決定を円滑に出来る手順を確立した。

評定委員会審議要否検討会は毎月開催され、全評定事案の1/3を当該検討会で処分を決定した。

- ・申請受付から登録までの期間

標準処理期間（150日）を超えたものは2件あった。これは、高度な技術が必要な申請であったこと等の理由によるものであり、申請者の了解を得ている案件であった。

- ・変更届出書の処理

登録試験事業者から提出のあった変更届出書220件（20年度は152件）については、迅速にその内容を確認し、登録証の変更等所要の処置を行うとともに事業者登録内容の維持管理を確実にした。

- ・技術委員会、技術分科会等

一般要求事項の改正、量共通的な技術事項に関する指針の制定等のために技術委員会を2回開催するとともに、各量において、新規区分の追加、既存文書の改正、技能試験運営等に必要な技術事項を検討するため、技術委員会各量別分科会を17回開催

した。

また、各量ごとの異なる技術的な背景に鑑みて、技術分科会主査会議を新設し、分野横断的技術指針の策定に取り組んだ。

このほかに、J C S Sの普及を促進するため、経済産業省知的基盤課、産総研及び業界関係者との打ち合わせ等に積極的に参加し、校正手法の区分にかかる告示改正に関する改正案の作成等を支援し、改正を行った。

・ J C S Sに係る普及・広報活動

J C S S及び認定にかかる周辺情報の普及・広報のため、展示会、計測標準フォーラムへの参加、雑誌等への寄稿及び全国数カ所での各種講演会に講師を派遣した。

・ ガイダンス文書等

告示改正及び法令解釈の変更等に伴う共通文書5文書（登録規程、種類規程、登録の一般要求事項、申請の手引き等）を改正（計12件）し、公表した。また、最新の校正技術への対応等のため、「技術的適用指針」44文書の改正（20年度26文書）及び3文書（球、 γ （X）線核種、伸び計）の新規制定、「不確かさの見積りに関するガイド」1文書の改正（20年度3文書）及び2文書（球、伸び計）の新規制定を実施・公表し、申請者の利便性向上を図った。

ウ M L A P（計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度）

・ 申請受付： 16件（うち新規1件、更新15件）

[参考] 20年度 90件

・ 認定件数： 23件（うち新規3件、更新20件）、認定拒否件数：2件

[参考] 20年度 認定83件、認定拒否1件

・ 認定事業所数：109

[参考] 20年度109

・ 評定委員会開催：8回

・ 申請受付から認定までの期間

申請者の認定有効期限日に配慮した、きめ細かく評定委員会を開催し審議・処理した。受付けた審査案件を全て標準処理期間（100日）内に処理し完了した。

・ 変更届出書の処理

20年度末から今年度当初にかけて公開された環境省のダイオキシン類測定マニュアル2文書の改訂に合わせた変更を主とした変更届出書が、認定事業者から183件提出され、迅速に変更内容の確認を行い、認定証の変更等所要の処置を行うとともに事業所認定内容の維持管理を確実に実施した。

・ 告示改正

平成22年度に告示基準をISO/IEC17025を認定基準とする改正・施行に向け、告示改正案を作成し担当課に説明。合わせて内部文書を作成し、技術委員会での検討を開始。

② 立入検査、フォローアップ調査及び満足度調査

満足度調査に関する業務実績は、上記D. 1. (1) ①マネジメントシステムの維持・継続的改善及び効率化に前掲した。

以下、各認定業務の立入検査及びフォローアップ調査に関する業務を実施した。

ア J N L A（工業標準化法に基づく試験事業者登録制度）

法律に基づく立入検査については、J N L A登録試験事業者の他法令での違反発覚に伴い、J N L A制度の信頼性確保を目的として1件、試験所移転の届出に伴い試験施設等の確認を目的として2件、計3件を実施した。

J N L A信頼性確保のために実施した立入検査で法令違反等が判明したため、法律に基づく報告聴取を2回実施した。その報告を受け、当該事業者に対して法律に基づく登録試験事業者の適正な事業実施の徹底について注意喚起を行った。試験所の移転に伴う立入検査では、特に問題点は確認されなかった。

また、登録試験事業者から、中国への医療用機器の輸出に係る試験証明書に関連し、I L A C / M R A加盟の認定機関による認定に係るI E C規格への適合文書の要請に対して、J I SとI E C規格の同等性に係る適合文書を迅速に作成し、登録試験事業者に提供した。

イ J C S S（計量法に基づく校正事業者登録制度）

法律に基づく立入検査については、J C S S登録校正事業者の他法令での違反発覚に伴い、J C S S制度の信頼性確保を目的として1件実施。実施後速やかに、不適合事項に対する是正等を求める計量法に基づく報告徴収を実施し、その報告内容を確認した。

ウ M L A P（計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度）

認定後約1年半を迎える26事業所に対してフォローアップ調査を実施し、認定基準に対する適合状況を確認し、信頼性確保に努めた。フォローアップ調査の結果、不適合のあった20件については是正を求め、期限内に是正されたことを確認した。

（2）社会ニーズに基づく認定業務

① A S N I T E（製品評価技術基盤機構認定制度）

民間では採算的又は技術的に実施困難な、若しくは政策的に取り組みが必要な多種多様な認定ニーズに対応するため、必要に応じて新規認定プログラムを開発して認定業務を行っている。これまでに開発したA S N I T E認定プログラムの範囲としては、校正事業者（J C S Sを除く。）認定、試験事業者（J N L Aを除く。）認定、標準物質生産者認定及び製品認証機関認定がある。21年度は、次のとおり認定ニーズに対応した。

・ A S N I T E校正事業者の認定

認定ニーズに基づく「排ガス分析装置」校正については、17年度に認定スコープの設定とともに1件の認定をしたことに続いて、21年度新規1件認定。

国際的な枠組みの中で、臨床検査分野における計測のトレーサビリティが求められており、新たにI S O 1 5 1 9 5（臨床医療-標準計測試験所の認定基準）を用いた認定を開始し、1件認定。

上記の実績を含め、認定については、新規2件、区分追加等11件の計13件を審査し認定した。

・ 認定事業所数：15、[参考] 20年度 13

・ A S N I T E試験事業者の認定

検定実施事業者からの認定ニーズに基づき19年度に設定した認定スコープ「特定計量器検定検査規則試験」について13件を認定。19年度に設定した認定スコープ「太陽電池に関する試験」について、JNLA審査との合同審査により1件を認定。国際法定計量機関（OIML）分野に係る非自動はかり及び質量計用ロードセルの試験所認定に対応するため、20年度に設定した「OIML分野」について1件を認定。

更に、韓国のリチウムイオン電池の輸入・販売規則に対応するため、経済産業省と連携し、リチウムイオン電池に係る試験区分を迅速に設定し、2件の認定を実施。

また、香港のエアコン品質性能試験に係るILAC/MRA試験証明書の要求に対応するため、試験区分を迅速に設定し、1件の認定を実施（リチウムイオン電池の認定と同時実施）。

また、ITセキュリティ評価試験事業者の区分追加・範囲拡大に係る審査2件を実施し、認定。

上記の実績を含め、新規17件、区分追加等2件の計19件を審査し認定した。

・認定事業所数：25、[参考]20年度 8

・ASNITE標準物質生産者の認定

容量分析用標準物質について、化学物質管理センターによる品質検査を、認定センターによるASNITE標準物質生産者認定を利用した標準物質供給へと移行するに伴い、容量分析用標準物質の生産者から申請を受け、新規に1件認定。

・認定事業所数：6、[参考]20年度 5

・ASNITE製品認証機関の認定

国際法定計量機関間の相互承認（MAA）の必要性から新たな認定ニーズである国際法定計量機関（OIML）分野に係る非自動はかり、質量計用ロードセルについて認定分野を拡大し、認定を実施した。

また、カシミア製品の鑑別を行う製品認証機関認定、鉄道システム輸出のための製品認証機関認定の新規認定分野の立ち上げに着手した。

・認定事業所数：2、[参考]20年度 1

② ASNITEの信頼性

審査に対する満足度調査及び認定機関に対する要望調査に関する業務実績は、D.

1.（1）①マネジメントシステムの維持・継続的改善及び効率化に前掲した。

③ ASNITE認定業務の効率的運営

・ASNITE試験事業者認定の評定はJNLA等評定委員会で、ASNITE校正事業者（NMIを除く。）認定及び標準物質生産者認定の評定はJCSS評定委員会で実施し、ASNITE認定に係る評定委員会を合理的かつ効率的に実施している。

・JNLA認定事業者（MRA対応）からのJNLA追加申請とASNITEの同時申請については、同一審査チームで効率的に実施。また、JNLA定期検査とASNITE認定審査についても同一審査チームで効率的に実施した。

（3）定期検査及び技能試験

① 定期検査の実施

APLAC及びILACのMRAを希望する認定事業者に対しては、MRA要件を維持するため認定基準であるISO/IEC17025、ISOガイド34又はIS

○／I E Cガイド65の最新版を用いて79件の定期検査を実施した。
内訳は次のとおり。

ア J N L A定期検査実績

実施件数： 21年度 12件
[参考] 20年度 34件

イ J C S S定期検査実績

実施件数： 21年度 49件
[参考] 20年度 62件

ウ A S N I T E定期検査実績

実施件数： 21年度 18件
[参考] 20年度 11件

内訳

- ・ A S N I T E試験事業者 12件
- ・ A S N I T E校正事業者 4件
- ・ A S N I T E標準物質生産者 1件
- ・ A S N I T E製品認証機関 1件

② 技能試験の実施及び外部技能試験の活用

認定事業者の技術能力を確認するため、次のとおり技能試験を実施又は外部技能試験の結果を活用した。

ア J N L A（工業標準化法に基づく試験事業者登録制度）

- ・ 自らが実施する技能試験

技能試験4か年計画については、20年度末に見直し、4月に新4か年計画を公表した。年度計画に基づき、1分野1プログラム（化学分野 高分子引張試験）の技能試験の実施を公表し、現在実施中である。この技能試験は韓国認定機関（K O L L A S）を通して韓国の試験所にも参加募集を行い、5試験所が参加している。

また、20年度開始した給水・燃焼機器分野（浸出性能試験）は参加者数が2試験所であったが、新しい評価手法を取り入れ、パイロット的に実施、終了した。また、土木・建築分野（骨材試験）については、外部技能試験プロバイダー育成事業者を活用し、試料の均質性の確認を行い、参加試験所に試料を発送し試験結果の報告を受けた。

- ・ 外部機関が実施する技能試験結果の活用

外部機関が実施する技能試験5プログラム（繊維分野3、土木・建築分野1、電気分野1）を承認し、その結果を活用した。

[参考] 20年度技能試験実施 3分野6プログラム

- ・ 外部技能試験プロバイダーの育成事業

必要な外部技能試験を活用するため、20年度から継続している抗菌分野2機関（繊維、繊維以外）の外部技能試験プロバイダーの育成事業は終了し、育成事業の中で実施した技能試験は、I S O／I E Cガイド43に基づき審査し、承認した。

イ J C S S（計量法に基づく校正事業者登録制度）

- ・ 自らが実施する技能試験

①湿度区分（露点計） 8（20年度からの継続）、②長さ区分（波長計量器） 5、③質量区分（分銅の質量校正、分銅の特性評価） 32、④電気区分（高周波：光ファイバ用光パワー測定器） 7の4技能試験を実施し、52事業所が参加した。また、技能試験参加実績のない個別のJCS S登録申請に対する申請事業所の技術能力を確認するため技能試験（測定監査）を24プログラム実施した。

・外部機関が実施する技能試験結果の活用

外部機関が実施する技能試験については、長さ区分2（ブロックゲージ、標準尺）、質量区分1（はかり）、電気区分4（DMM、キャリブレータ、標準抵抗器2）の計7プログラムを承認し、その結果を活用したことにより、自らが実施するに要する人員（0.5人）を省力化できた。また、KOLASの実施する技能試験1件（電気）、APLACの技能試験2件（圧力、長さ）に参加又は参加申込みをした。

[参考] 20年度技能試験実施 6分野7プログラム

外部技能試験活用 3分野7プログラム

ウ M L A P（計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度）

社団法人日本環境測定分析協会が実施した技能試験に技能試験委員会の委員として参加し、技能試験の支援を行なった。技能試験結果がまとまり、参加事業所に報告された後、技能試験結果を活用する。

エ A S N I T E（製品評価技術基盤機構認定制度）

・A S N I T E校正にかかる測定監査を既認定事業者を参照ラボとして実施。

3. 経済産業省に係る法令に基づく認証機関の登録のための調査等認定関係業務

(1) 法令に基づく認定関係業務

経済産業省に係る法令に基づいて、認証機関の登録のための調査等を次のとおり実施した。

① 工業標準化法に基づく登録認証機関の登録等関係業務

ア 工業標準化法に基づき、経済産業大臣及び各経済産業局長から19件の調査依頼を受け、事業所調査16件、工場立会調査11件及び試験所立会調査13件を実施し、その結果を速やかに当該依頼者である経済産業大臣又は経済産業局長に報告した。

上記調査依頼のうち、経済産業大臣からの5件については、ナイト職員だけで調査を実施するとともに、判定委員会の事務局を務めることによって当該業務に対する関与を深めた。

イ 工業標準化法に基づき、2件の立入指示依頼を受け、3件（うち、1件は平成20年度指示分）の調査を実施し、その結果を速やかに報告した。

上記についても判定委員会の事務局を務めることによって当該業務に対する関与を深めた。

② 製品安全4法^{注2)}に基づく国内（外国）登録検査機関の登録等関係業務

注2 製品安全四法：電気用品安全法、消費生活用用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

ア 製品安全4法に基づき経済産業大臣より16件の調査指示を受け、16件の調査を実施し、その結果を経済産業大臣に速やかに報告した。

イ 製品安全４法に基づき、経済産業大臣から１件の立入検査の指示を受け、調査を実施し、その結果を速やかに報告した。

また、電気用品安全法に基づきナイトが調査を行っている登録検査機関が法令違反を行っていたことに対し、立入検査を実施。今後の調査の有効性を向上させるため、第三者委員会による検討を重ねた。その結果を踏まえ、適切な対応策を講じることにより、制度の信頼性の確保に努めた。

③ 特定機器相互承認法に基づく適合性評価機関の認定等関係業務

ア ２１年度は経済産業大臣からの調査の依頼はなく、実績はない。

イ ２１年度は経済産業大臣からの立入検査の指示はなく、実績はない。

④ 計量法に基づく濃度に係る計量証明事業者等に対する立入検査業務

経済産業大臣からの指示により、立ち入り検査１件（２月）、を実施し、その結果を速やかに報告した。

(２) 国際提携関係業務

オーストラリア政府との口上書に基づき、同国向け自動車及びその部品製造事業者に対する試験施設検査（ＴＦＩ）２件、設計施設監査（ＤＦＡ）２件、生産施設検査（ＰＦＡ）２件を１月と２月に実施した。

また、豪州のシステム変更により、検査の種類は試験施設検査（ＴＦＩ）、設計施設監査（ＤＦＡ）、生産施設検査（ＰＦＡ）の３種類となった。このため、平成２１年１０月にＡＤＲ検査実施規程を改正し、規程及び体制の対応を図った。

E. 生活安全分野

1. 製品安全関係業務

(１) 製品の事故に関する情報の収集・調査・分析、原因究明等

消費者が利用する製品のうち、消費者の生命又は身体に危害を及ぼす可能性のある製品に適切な対応を図るため、以下の業務を行った。

また、製品事故の未然・再発防止等のため、国民生活センターと積極的に協力・連携を図った。

① 事故情報収集状況

- ・ 事故情報の総受付件数は、４，３７１件で前年同期比約８０％。
- ・ 事故情報収集件数の減少は、事故報告に際し過去事故をまとめて報告する案件が減少したこと及び同種の製品による多発事故が減少したことによる。
- ・ 事故情報の収集強化のため、アクションプランを策定し各地域の関係機関に対して協力要請を行った。

(消費生活センター訪問：１２０機関、警察訪問：６０機関、消防訪問：１６８機関)

- ・ 消費生活センター、消防、警察との連携強化により、同センターから通知された当該年度の全事故に占める割合は４．８ポイント（１４．６％→１９．４％）上昇し、消防・警察からの情報割合も、１．５ポイント（４．９％→６．４％）上昇した。

年 度	事故受付件数 (注1)	内 訳 (件)				
		事業者等	経済産業省	消費生活 センター	消防・ 警察	その他 (注2)
21年度	4,371	1,851	1,262	848	280	130
20年度	5,440	2,143	1,569	833	297	598

注1：事故受付件数は、受け付けた総件数であり、重複案件等を含む。

注2：その他は、自治体、国民生活センター、消費者、病院等からの通知及びWEBを含む新聞情報。

② 事故情報に基づく調査等

- ・収集した事故情報のうち3,373件について、リスク分析を行い、リスクの高さに応じて調査に優先順位をつけ、リスクの高い案件を優先するほか、リスクが低く事業者が製品起因を認めている案件については、簡易調査とし、調査期間の短縮を図った。
また、事業者報告書提出期限を設定する等により迅速化を推進し、重大製品事故については20年度は平均103日かかっていたものを90日以内で処理が完了するよう対策を図った。

- ・事故品確認1,315件、現場調査78件の計1,393件を実施した。また、警察・消防からの要請を受け、警察・消防との合同調査を216件実施した。
- ・調査結果は、外部有識者、専門技術者等で構成する3つの事故原因技術解析ワーキンググループ（電気、機械、化学）及び事故動向等解析専門委員会をそれぞれ年4回開催し、事故原因の技術解析及び事業者が講じた再発防止対策等について評価を行った。

③-1 事故情報リスク分析等

- ・消費生活用製品安全法に基づき、経済産業大臣から調査指示のあった1,040件について、リスク分析、原因究明、過去の類似事故、社告情報の検索・分析を行い、経済産業省に調査結果を報告するとともに、リスクの大きい案件（非重大事故を含む）について対応方針案の説明を行い、リコールの判断材料の一部として経済産業省の行政措置に反映した。
- ・テーブルタップ、屋外式ガスふろがま、薪兼用石油ふろがま、椅子等、重要と考えられる案件について事故リスク評価を行い、技術基準の制定にむけた提案等を経済産業省に行うとともに、プレス発表を通じた消費者への注意喚起等を実施。
- ・テーブルタップ、屋外式ガスふろがま、薪兼用石油ふろがま、椅子、LEDランプについてFTA分析（故障の木分析）を実施し、技術基準改定の基礎となるデータを経済産業省に提供した。

③-2 経年劣化対策

- ・重大製品事故に加え、18～21年度までに調査を終了した非重大製品事故から経年劣化に起因する又は起因すると疑われる事故を抽出して、これらの情報から劣化部品を洗い出し、データベース化した。
- ・製品群として共通的に使用されている部品による事故が多い扇風機（コンデンサ）、テレビ（フライバックトランス・コンデンサ）について、ワイブル分析（標準寿命データ分析）を実施し、時間に伴う瞬間故障率からバスタブカーブを作成する手法を開発し、経年劣化による事故発生が顕著となる時期を明確化した。なお、これらの分析

結果については、事業者に対し、安全な製品設計に向けて使用部品の標準使用期間（寿命）等の技術情報として提供を行うこととした。

④ 事故原因の究明、再発防止措置等

- ・収集した事故情報はすべて事故原因の特定を行うが、そのうち、以下の製品については同種事故の再発が多発すると考えられることから詳細な調査を実施し、経済産業省、消費者庁等行政機関に調査結果を提供した。
 - －皮膚障害を発症する可能性のある冷却ゲルシート、ハンドルが抜ける可能性のある折りたたみ自転車、蓋が飛んで中身が飛び散り人身事故を起こした圧力なべ。
- ・重大事故について製品分野別に問題点を検討し、原因究明・再発防止措置に関わる具体的アクションを経済産業省に提言を行った。また、第三者委員会用の資料を作成した。
- ・事故原因究明の質の向上のため、高度な技術的助言を受ける制度として技術アドバイザー制度を創設。当面、5名の知見者を技術アドバイザーとして委嘱した。

⑤ 市場モニタリングテスト

法令遵守状況を確認するため以下のテストを実施した。

- ・製品安全テスト（1品目）
 - －レーザーポインター（消費生活用製品安全法）（経済産業省経由の大阪府警からの依頼に基づき実施。）
- ・取引試買テスト及び品質調査テストについては、経済産業省からの依頼はなく、今年度は未実施。

（2）国内外の関係機関との連携

<国内>

製品事故の効果的な未然・再発防止等を行うため、以下の関係機関との連携を強化した。

- ・事故情報の収集強化のため、アクションプランを策定し各地域の関係機関に対して協力要請を行った。

消費生活センター訪問：120機関、警察訪問：60機関、消防訪問：168機関
事故事例研究会、技術研修会等の開催件数：23回、参加機関数：428機関
- ・国民生活センターと、実務者担当会議（4回）及び打合せ（1回）を開催。国民生活センターが入手した重大製品事故に係る事故品の取扱について申し合わせを行い、ナイトの事故品取扱いを可能とした。また、プレスリリース内容が重複しないよう情報交換を行った。さらに、既にナイトで実施した湯たんぼの再現試験方法の技術情報を提供した。
- ・地域消防機関、地方公設試験所、大学等と協力し、事故原因究明の迅速化を図った。
- ・地域工業会の苦情相談窓口担当（CR（Consumer Relation）会）等との情報交換を行い、昨今の事故情報の傾向に係る分析等を実施。
- ・事故の未然防止、再発防止情報を周知するため、経済産業局及び消費生活センター等と連携することとし、全国9ブロックで連絡会議を開催し、引き続き協力要請を実施した（関東及び近畿ブロックについては、国民生活センターも参加）。

- ・業務報告会を東京（321人参加）と大阪（212人参加）で開催し、業務内容の結果を関係機関・企業等に直接情報提供し、ナイトの業務について周知を図るとともに関係機関等との連携を深めた。
- ・主婦連講座「知の市場」を東京（52人参加）と大阪（19人参加）で開講し、製品安全の知識普及に貢献した。

<海外>

外国製品による事故の未然防止のため、以下の機関との連携を図った。

【国際消費者製品健康安全機構（ICPHSO）】

- ・22年2月、ワシントンDCで開催された年次会議に出席。

【中国検閲検疫科学研究院（CAIQ）】

- ・6月4日、経済産業省と中国国家質量検閲検疫総局（AQSIQ）との日中製品安全会合の席上で同研究院と情報交換や人材交流等の相互協力文書を締結。
- ・同文書に基づき、8月にナイトが原因究明を行った中国製のハロゲンヒーターの事故情報を提供。
- ・同文書に基づき、10月23日～11月13日の日程で同研究院から研修生1名を受入。電気製品に係る事故原因究明技術の研修を実施。

【台湾】

- ・7月21日～23日の日程で台湾經濟部標準検閲局から研修生2名を受入。事故原因究明技術の研修を実施。

【国際電気標準会議（IEC:International Electrotechnical Commission）】

- ・5月にIECのACOS（安全諮問委員会）のワークショップで、ナイトが実施しているリスクアセスメント手法を紹介。

(3) 事故の未然・再発防止のための情報提供等

- ・20年度事故情報収集・調査結果をホームページ上で公表した。
- ・収集した事故情報の中で特に国民に注意喚起が必要と判断した、消費者の誤使用・不注意による製品事故を中心に紹介した<身・守りハンドブック2010>を発行し、全国の消費生活センター、消費者団体、行政機関、消防・警察等の関係機関や消費者に情報提供した。

① 年度報告書等

- ・21年度第3四半期調査終了分の事故情報を順次公表し、同時に公開用事故情報データベースへ追加し、27,463件を公表した。アクセスページ数約445万ページ。（前年同期比121%）
- ・毎週金曜日に直近1週間分について最新受付事故情報としてホームページで公表。

② 社告・リコール情報

- ・ホームページ上で社告・リコール情報を公表。アクセスページ数約40万ページ。（前年同期比104%）
- ・社告・リコール品の情報を周知し、事故を防止するため、「ハロゲンヒーターの社告・リコール」リーフレットを作成し、ホームページ上で公表した。

- ・最新の社告・リコール品の情報（28製品）を周知し、事故を防止するため、「リコールなど注意を呼びかけています」というリーフレットを作成し、ホームページ上で公表した。

③ 電子メールマガジン

- ・「P S マガジン」を27回配信した。配信登録者拡大のためチェーンストア協会、都道府県教育委員会などへダイレクトメールを8,647通発送し、読者数を6,892名に拡大した。（前年同期：5,035名）
- ・英語版「P S マガジン」をC P S C（米国）、K A T S（韓国）等の海外の製品安全業務に携わっている関係者向けに配信。

④ リーフレット及びちらしの発行

- ・事故防止のための啓発リーフレット「夏の事故」及び「冬の事故」を作成し、ホームページ上で公表すると共に全国の消費生活センター等へ配布した。
消費者へ注意喚起をしたり、リコール情報を届けるため「こんな事故にもご用心」及び「リコールなど注意を呼びかけています」ちらしをそれぞれ8号まで作成し、ホームページ上で公表した。

⑤ メディア等への情報提供

- ・プレスリリースによる事故防止のための注意喚起を「ブラウン管テレビ」、「IHこんろ・ガスこんろ」、「ストロー付きペットボトルキャップ」、「調理中の沸騰」、「自転車」、「低温やけど」、「暖房器具」、「電源コードの断線」、「カセットこんろ」、「身・守りハンドブック2010の発行」「家電製品の発火事故原因究明マニュアル2010の発行」について、11件（9回）行った。
- ・マスメディアからの事故内容、事故件数等の問い合わせ及び再現実験映像の提供依頼について、87件対応した。
- ・上記の結果、新聞掲載80回（5大紙52回）、テレビ報道118回（全国放送104回）、ラジオ放送1回取り上げられた。

⑥ 製品安全パンフレット

- ・製品安全センターの組織及び名称変更と消費者庁発足に伴い製品安全パンフレットを2度改訂し、全国の消費生活センター等へ配布した。（2万冊作成）

⑦ 生活・安全ジャーナル

- ・生活・安全ジャーナル第8号を作成し、ホームページ上で公開した。

⑧ 経済産業省との協同による製品安全啓発

- ・毎月経済産業省が主催する「製品安全点検日セミナー」に講師を12名派遣し、パネルや事故品等の展示・説明を行い、積極的な啓発活動を行った。
- ・11月、経済産業省と共催で「製品安全総点検セミナー」を開催した。

（4）製品安全体系の高度化を目指した調査研究

製品安全4法のうち、電気用品安全法の技術基準について、見直しを含め着手した。

2. 標準化関係業務

（1）高齢者・障害者対応等の分野における標準化

高齢者・障害者が安全で使いやすい製品の普及、製品・消費者の価値観等の多様化等に対応した市場形成の観点から、以下の業務を行った。

①-1 民間機関等による標準化活動に対する技術的支援

これまでのナイトの業務を通じて得られた情報、専門的知見等を基に、日本工業標準調査会（JISC）、日本福祉用具・生活支援用具協会、独立行政法人産業技術総合研究所（AIST）、（財）日本規格協会、（社）日本サッシ協会の5機関に対し、ハンドル型電動車いす、浴槽内いす、浴室内すのこ等、51件のJIS規格等の作成審議に技術面から支援を行った。

①-2 複数の製品分野に共通する試験方法等の開発

- ・経済産業省、関係工業会、外部有識者等と技術面からの連携・協力を実施し、製品機能別の分類を79機能から71機能に集約・合理化を図った。
- ・37機能の試験方法規格案について、20年度に実施したホームページ上での公開（パブリックコメント）に対して寄せられた意見に対し、調査・検討及び第三者機関による検証を実施し、規格案の修正を行った。
- ・残り34機能のうち、乗車者介助者操作機能、テーブル機能、姿勢保持機能等12機能について、試験条件の設定等規格作成に必要な被験者データの収集を行い、当該規格案の精度向上を図った。また、規格案に対する一般からの意見聴取を行うため、ホームページ上で公開作業するためのコンテンツを作成した。

○効率的な規格開発の実施

効率的な規格開発を行うため、埼玉県産業技術総合センター（SAITEC）との共同事業を実施し、高齢者が使用する入浴用チェアや車いす等からのすべりによる転落事故の防止に資するため「すべり止め機能」について試験方法規格案を作成するなど、大学、公設試等（国際医療福祉大学等）の外部リソースの活用を図った。

①-3 継続テーマ

AISTと連携し、以下3件の共同事業を実施し、ステンドグラフトの力学試験方法等、2件のJIS原案を作成した。

- ・視覚障害者誘導用ブロック等の視認性に係る標準化（ロービジョンのための可読文字サイズの標準化）
- ・インプラントの力学的評価方法に係る標準化
- ・人間感覚データベース（年齢別聴覚閾値分布の標準化、公共空間に設置する移動支援用音案内の標準化）

①-4 調査研究終了テーマ

- ・20年度に終了した「視覚障害者誘導用ブロック等の視認性に係る標準化」で実施したロービジョン者延べ約1,500名を対象とした医学的属性計測、輝度コントラスト感度計測、色覚特性計測及び視認性実証実験から得られたロービジョン者の視覚特性データ及び解析結果に基づき、国土交通省をはじめとする利害関係者等や、ISO/TC173/WG8に対し、視覚障害者誘導用ブロック等の視認性規格案、調査データの提供を行う等、JIS化及び国際規格化に向けた成果の普及活動を実施した。

② 幹事、コンビーナ、プロジェクトリーダー等の業務

- ・ISO/TC173/WG1（身体障害者支援製品/歩行補助機器）

ナイト提案の「先ゴムの摩擦特性計測方法」(ISO 24415-1)は、4月1日に国際規格として発行し、プロジェクトリーダーとしての業務を達成した。

また、「先ゴムの耐久性試験方法」(ISO/DIS 24415-2)についてDIS投票の結果を受けて寄せられた意見に対応するため、3月にイギリス・バーミンガムでWG1会合を開催した。

- ・ ISO/TC 173/WG 8 (歩行補助製品歩行者領域における視覚障害者誘導のための設備と方法)

ナイトの研究成果である視覚障害者誘導用ブロック等JISの国際規格化を図る活動を行った結果、視覚障害者誘導用ブロック等の国際規格化のための作業が認められ、ナイトはWG8国際事務局を獲得した。これに基づき、11月に第1回のWG8国際会議をストックホルム(スウェーデン)で開催するなど国際事務局としての運営を適切に実施した。

- ③ 22年度に見直し期限が来るナイトが原案作成団体となっているJIS 15規格について、必要性な調査を実施し、見直しが必要な1規格は、関係団体での改正作業に技術支援を行った。

(2) 製品の安全確保のための標準化

①-1 ハンドル形電動車いすのJIS制定

20年度にナイトが経済産業省に報告したハンドル形電動車いす安全基準案について、JIS原案作成委員会(6月24日)、規格調整分科会(8月6日)、高齢者・障害者支援専門委員会(10月8日)の各審議に技術データを提供するなど支援を行った。これにより、12月21日付けでJIS T 9208(ハンドル形電動車いす)が制定され、高齢者による転落事故等の製品事故の再発防止対策が進展した。

①-2 福祉及び乳幼児製品の事故防止

福祉及び乳幼児製品の事故防止の取り組みとして、消費者代表、メーカー、学術関係者、行政等の各分野からなる検討委員会を組織・開催し、事故情報を整理・分析のうえ、必要な事故防止策を取りまとめ、経済産業省に提言した。

①-3 電気製品の事故再発防止活動

電気製品の製品事故の再発防止活動を推進するため、経済産業省や産業界に対し電気用品安全法の規格基準の見直しに係る提案活動を実施した。その結果、第14回産業構造審議会消費者部会製品安全小委員会で取り上げられ、当該提案が課題テーマとして認められた。これにより電気用品安全法の技術基準にJISが引用される環境整備が進展することとなった。

①-4 電気製品の安全基準・基準体系のあり方

電気製品の事故情報の収集・分析から技術基準への改正に至る事故の未然防止・再発防止活動を徹底した。

①-5 国際標準化活動

- ・ ISO/PC 240, PC 243の活動として、国内対応委員会を2回開催(4月23日、10月26日)するとともに、PC 240第1回総会(5月、マレーシア・クアラルンプール)及び第2回総会(11月、韓国・ソウル)並びにPC 243第1

回総会（10月、カナダ・トロント）に参加し、プレゼンテーションの実施など積極的な活動を行った結果、日本が規格案のとりまとめの権利を獲得し、経済産業省「リコールハンドブック」をベースとした規格案を作成し、提案した。

- ・COPOLCO国内対策委員会については2回（5月、7月）職員を派遣し参加した。
- ・IEC/TC89/WG12（耐火性試験/試験炎と耐熱性）
20年に制定された「プラスチックの着火性試験」（IEC/TC60695-11-11）について、5月に行われたWG会合でラウンドロビントを行うことが承認され、現在ナイトにて実施に向けて準備中。
- ② プラスチック工業連盟で実施しているプラスチックの国際標準化（ISO/TC61/SC2/WG7（プラスチック/機械的性質/疲労及び破壊靱性））の活動に関し、コンビナー業務の対応など適切なアドバイスを実施し、プラスチックに係る当該連盟の製品安全活動に貢献した。

（3）人間特性に係る技術的データ等の提供

- ① 人間特性データベース及び人間特性情報リンク集について、ホームページ上で公開、維持・管理を適切に行うとともに、20件のデータベースの利用に関する問い合わせや、人間特性に関する技術的な問い合わせ等について、迅速に対応した。
21年度のデータベースアクセス件数は、月平均約35,000件（20年度約2万件）と、前年度比約2倍に増加した。増加理由として、人間特性情報リンク集の公開及び20年度に取得したデータを21年度に追加したことによるものが挙げられる。
- ② 「公共空間に設置する移動支援用音案内の標準化」について、AISTと共同で被験者実験を実施し、55名分のデータを収集した。その成果は、駅等の公共空間における音声での誘導についてのガイドラインに反映させた。

3. 講習関係業務

電気工事士法及び特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく法定講習を以下のとおりの確に実施した。

（1）電気工事士法に基づく講習関係業務

- ・定期講習について、全国で1,212回（20年度：911回）の講習を開催し、20年度（116,829人）を上回る154,909人が受講した。
- ・講習業務の円滑な運営、関係者との協力強化を目的として、全国9地区で電気工事士法に係る行政担当者、電気工事関係団体の代表で構成する定期講習運営連絡調整会議を計画どおり開催した。また、47都道府県の担当者等を集めた定期講習関係都道府県担当者会議を3月に開催し、ナイトの取り組みや考え方を提示し、理解を求めるなど、問題意識の共有や協力関係の維持に努めた。
- ・20年度に引き続き、「講習会現地調査、受講者アンケート、講師アンケート等の実施」を通して講習の質の向上に努めるとともに、21年度からの新たな試みとして、講師からの希望に応じて、「ベテラン講師の講義内容を録音したソフトの配付、及び定期講習に係る専門書籍等の無償貸与」を行い、講師のスキルアップを図った。

- ・講師及び受講者から指摘された定期講習テキストの記載誤りについては、テキスト増刷にあわせて迅速に反映させるとともに、既受講者に対しては、ナイトホームページにおいてその正誤の周知を行った。

(2) 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく講習関係業務

- ・資格講習、認定講習及び再講習について、全国で119回(20年度:125回)の講習を開催し、10,476人(再講習については、受講対象者の約82%)(20年度:11,746人)が受講した。
- ・資格講習、認定講習及び再講習用テキストの記載内容について、最新の法令改正及び技術進展の状況を反映させるとともに、当該講習講師の意見等も踏まえ、テキスト記載内容の見直しを行った。
- ・「資格講習の習熟度確認」を目的とする修了試験に出題する試験問題の基となる「試験問題DB」の追加・修正・削除を行い、それを修了試験候補問題として、ナイトのホームページにおいて、事前に公表した。

4. 経済産業省に係る法令等に基づく製造事業者への立入検査等業務

経済産業省に係る法令等に基づく、次の立入検査等を的確に実施した。

- ① 21年度は、経済産業大臣の指示に遅延が発生したため、実施可能件数を経済産業省に提案し、レディーミクストコンクリートの認証製造業者50件を対象とする大臣指示(21年8月28日受領)となった。大臣指示があった全件について年度内に立入検査を完了し、それらの結果を経済産業大臣に速やかに報告した。

今年度は、指摘した事業者が多く、中でも品質に問題があると考えられ、直ちに一時出荷停止の措置がとられる可能性があるc評価を含む事業者が多くあった。このことから、品質に問題のある製品が市場に流通することを抑制し、JISマーク制度の信頼性確保に貢献したと考えられる。

工業標準化法に基づく試買検査については、6月9日に第1回試買検査運営委員会を開催し、21年度の対象品目(レディーミクストコンクリート、蛍光ランプ、乗車用ヘルメット、ガス機器用迅速継手)を確定した。

試買検査は、外部委託により実施しているが、一般競争入札による適切な事業者で実施した。

試買検査結果について、3月9日の第2回試買検査運営委員会で確定し、経済産業省へ3月23日に報告した。市場に流通するJISマーク表示製品における品質状態を確認し、経済産業省の施策資料を作成した。

- ② 製品安全4法に基づく製造事業者等に対する立入検査は、効果的な立入検査となるよう、経済産業大臣指示書案の段階で経済産業省に提案を行った。

経済産業大臣の指示に基づき、電気用品安全法172件、消費生活用製品安全法46件、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適性化に関する法律10件、ガス事業法10件、合計238件について、21年度内に着実に実施し、その結果を経済産業大臣に速やかに報告。

指摘件数について、特に例年と異なる特徴が現れているとは思えないが、指摘を行

った事業者は、製造事業者では49%、輸入事業者では78%となっている。製造事業者は、記録の不備（主に、記載事項の欠落）が比較的多いのに対し、輸入事業者では、届出、記録、適合性検査等、調査項目の全般にわたって不備が多く、法律そのものへの認識が不足していると思われる。

指摘を行った事業者に対しては、適宜、法令遵守、安全な製品提供に向けた措置が経済産業省から行われる。

- ③ 計量法に基づく届出製造事業者等に対する立入検査については、経済産業大臣からの指示がなかった。

なお、大臣から指示があった場合には、速やかに立入検査員証を発行して検査を実施できる体制を維持した。

また、経済産業省から依頼のあった事務を支援する業務として、都道府県から経済産業省に提出された調査報告書、立入検査報告書などを管理簿で整理し、経済産業省からの資料提出依頼に迅速に対応できる体制を整えている。また、指定製造事業者判定委員会事務局の役割を担い判定委員に確実な情報提供するなどした。

- ④ 家庭用品品質表示法に基づく製造業者等に対する立入検査については、経済産業大臣からの指示がなかった。

なお、大臣から指示があった場合には、速やかに立入検査員証を発行して検査を実施できる体制を維持した。

- ⑤ 製品安全4法で定める「主務大臣による適合性検査業務実施」に係る業務は、経済産業大臣からの適合性検査の指示はなかった。

なお、大臣から指示があった場合には、当該検査を的確に実施できるよう製品安全4法等の業務を通じて既存技術を維持した。

F. その他業務

1. 登山用ロープ

8事業者から依頼があり、消費生活用製品安全法に規定する適合性検査に係る登山用ロープの試験を30件、70本実施した。

- ・検査依頼書受付件数：30件（20年度実績 37件）
- ・ロープ試験実施本数：70本（20年度実績 78本）

2. 容量分析用標準物質の依頼検査

依頼に応じて日本工業規格（JIS KACC 8005）に規定する容量分析用標準物質の検査を実施した。3事業者からアミド硫酸、塩化ナトリウム、二クロム酸カリウム、よう素酸カリウムの4物質各1件の依頼があり、外観検査及び品質検査を実施した。

（12月末）4件とも合格であったため認証書を発行した。

当該依頼検査を21年度末で終了するとともに、ASNITE標準物質生産者認定を利用した供給への移行することについては、検査依頼者、独立行政法人産業技術総合研究所及び認定センターと連携して検討を進め、10月末に認定制度の説明も併せた事業

者説明会を、東京、大阪で行った。(説明会参加者31名、参加事業者20社のうち検査依頼者は5社)

その結果、実際に認定を取得する事業者が出てくるなど、事業者の認定取得の準備が整ってきている。

G. その他業務運営に関する計画

1. 独立行政法人産業技術総合研究所との共同事業

独立行政法人産業技術総合研究所と連携し、以下3件の共同事業を実施し、ステンドクラフトの力学試験方法等2件のJIS原案を作成した。

- ・視覚障害者誘導用ブロック等の視認性に係る標準化(ロービジョンのための可読文字サイズの標準化)

TR(テクニカルレポート)案作成。

- ・インプラントの力学的評価方法に係る標準化

インプラント関連JIS規格(ステンドクラフトの力学試験方法等2規格)のJIS原案作成。

- ・人間感覚データベース(年齢別聴覚閾値分布の標準化、公共空間に設置する移動支援用音案内の標準化)

JIS及びISO規格案の作成。

2. 試験等の評価結果の信頼性確保

対象となる試験業務についてJIS Q 17025に適合したマネジメントシステムを構築し同システムに基づく業務運営を継続している。平成21年度は下記事項について実施。

- ・試験実務の信頼性向上のための取り組み(試験データのクロスチェック等)。
- ・内部監査の実施、監査結果に基づく改善
- ・マネジメント・レビュー等の会合における業務見直し・方針の決定
- ・適時適切なマネジメントシステムの改善及び作業効率の改善を行うために、マネジメントシステムの抜本的な見直しを行い、同システム文書(品質マニュアル及び業務標準)計21文書を改正し、1文書を新規に制定した。

6. 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置

1. 外部機関との協力・連携の推進

(1) バイオテクノロジー分野

以下の事業について共同事業を実施している。

- ① 有用機能等の探索源となる微生物の収集(ベトナムとモンゴルへの合同探索):国内2社
- ② 有用機能等の探索源となる微生物の提供(大量提供):国内企業・大学7機関

- ③ 生物遺伝資源の利用促進（A m e s 試験講習会）：微生物変異原性試験（B M S）研究会
- ④ ナイトが保有する微生物株のゲノム解析：国内企業・大学21機関
 今年度は、アノテーションを行うための環境であるO C S Sを外部機関へ提供する事で、外部機関でのアノテーションを支援することにより、これまでの共同研究のボトルネックとなっていた外部機関でのアノテーションの効率を上げた。
- ⑤ ヒトインフルエンザウイルス分離株の遺伝子解析：国立感染症研究所
- ⑥ 二国間協力における共同事業の実施：
- | | |
|----------|-------------------------------------|
| 《インドネシア》 | インドネシア科学研究所（L I P I） |
| 《ベトナム》 | 国家大学ハノイ校（V N U H） |
| 《モンゴル》 | モンゴル科学院生物研究所（M A S） |
| 《ブルネイ》 | ブルネイ王国産業一次資源省（M I P R） |
| 《中国》 | 中国科学院微生物研究所（I M - C A S） |
| 《タイ》 | タイ国立遺伝子工学バイオテクノロジーセンター（B I O T E C） |
| 《韓国》 | 韓国農業生物多様性センター（K A C C） |

（2）適合性認定分野

- ・ 広報活動及び日本認定機関協議会の活動において、関係機関との連携を強化しており、今後予定されている新規分野において、認定機関協議会メンバーとの共同委員会体制を整備する予定。
- ・ 独立行政法人産業技術総合研究所、日本電気計器検定所、財団法人日本品質保証機構、独立行政法人情報処理推進機構、財団法人建材試験センター、財団法人電気安全環境研究所、財団法人化学物質評価研究機構等関連機関とは、技術支援に関する契約を締結し、認定業務はそれら機関からの技術的支援を受け、信頼性の高い認定制度を運営している。
- ・ 技術委員会及び評定委員会の委員を委嘱し、技術的観点からの助言を得ており、委員会業務の促進に貢献している

（3）製品安全関係業務

- ・ 事故情報の収集強化のため、アクションプランを策定し各地域の関係機関に対して協力要請を行った。
 （消費生活センター訪問：120機関、警察訪問：60機関、消防訪問：168機関）
- ・ 消費生活センター、消防、警察との連携強化により、同センターから通知された当該年度の全事故に占める割合は4.8ポイント上昇し、消防・警察からの情報割合も、1.5ポイント上昇した。

（4）標準化関係業務等

福祉用具共通試験方法の規格開発において、国際医療福祉大学、埼玉県産業技術総合センター（S A I T E C）、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター、三菱総合研究所と協力・連携を行い、外部リソースを活用し、効率的な業務運営を行った。

2. アウトソーシングの推進

(1) バイオテクノロジー分野

業務の一層の効率化の観点から、20年度に引き続き、ゲノム解析の器具洗浄工程の外部委託を実施した。

(2) 化学分野

化学物質総合管理情報データベースの整備項目のうち、ナイト内部で作成しているデータ、更新の必要がないデータなどを除いた36項目の更新情報収集について、平成22年度までに計画的に役務外注を試行し効率化を図ることとし、予定した26項目を超える31項目の外注を試行した。対象項目の見直しにより更に1項目を追加した37項目の全てについて試行が可能となるよう検討を行い、仕様書を作成した。

(3) 適合性認定分野

・外部技能試験プロバイダの育成事業

必要な外部技能試験を活用するため、20年度から継続している抗菌分野2機関（繊維、繊維以外）の外部技能試験プロバイダの育成事業が終了し、育成事業の中で実施した技能試験は、ISO/IECガイド43に基づき審査し、承認した。この2事業者の育成終了により、当該事業を完了した。

[参考] 20年度までの外部技能試験プロバイダの育成事業者3機関（繊維1、土建1、電気1）

(4) 講習関係業務

大都市圏である東京、名古屋及び大阪の受講会場は、同地を勤務地とする近郊の他県在住者の受講が多いという講習需要の実態から、大都市での開催回数を十分確保する一方で、地方都市での受講にも不便を来さないよう開催計画を作成し、安価で利便性のある講習会場を確保する業務をアウトソーシングし、業務遂行の状況についても適宜確認している。

(5) その他

これまでアウトソーシングした業務は、確実に実施している。

3. 外部人材の効果的活用

(1) 認定分野

外部審査員を14名確保し、20年度までに確保した外部技術審査員とともに審査に活用した。

(2) 生活安全分野

製品安全に係る事故原因に関する調査能力を有する外部の技術的専門家（製造事業者OB、消防機関OB、検査機関OB等）の中から、引き続き、製品事故調査員として、

全国で29名（20年度26名）委嘱し、製品安全業務における事故情報の調査・分析業務で積極的に活用し、製品安全業務における事故情報の調査分析能力の向上を図った。

4. 機動的な内部組織の構築と人員配置

（1）地方支所の体制見直し

- ・全国の地域別事故案件、事故のリスク分析結果を踏まえつつ、随時全国に配置した製品安全担当調査官を集めた会議において、近隣支所との役割分担の調整を行い、限られた人員で最大限の効果が得られるよう平準化を図った。
- ・適時各地方支所の役割と果たすべき機能について検証を行い、中部支所の化管法に基づく排出量推計調査等については、今年度で廃止することを決定した。
- ・10月14日に全国支所長会議を開催し、各支所におけるコスト構造等を意識した業務運営について検討を行った。

（2）本所試験室の機能強化及び拡充を図ると同時に、業務の効率化の観点から、庁舎整備に着手した。

また、職員の部門間の積極的異動などにより各部門間の技術的連携を進めるとともに、職員のキャリアパス及び技術的能力向上を考慮した計画的な人事配置を行った。

5. 業務の電子化の推進

（1）業務・システム最適化

業務・システム最適化計画に基づき策定された各調達計画書を、ナイト共通基盤システムの調達計画書については第5版、一般管理業務システム調達計画書については第2版、化学物質総合情報提供システム調達計画書については第2版に更新し、システム整備を実施。これらのシステムの整備、導入、ナイトの各ネットワークの統合等により、業務実施、システム運用管理の効率化を実現可能なものとした。なお、BI-OLANの統合については、平成23年度の統合に向けて検討を開始した。

（2）情報システム整備全体事業計画

21年度ナイトの情報システムのヒアリング、調整等に基づき、ナイト情報システム調達の透明性、健全性、及び業務実施の効率性の確保に努めた。

（3）調達、審査体制の強化

ナイトのIT調達制度運用について、CIO補佐官による案件全件審査（165件）、政府調達審査会における仕様書内容の技術的審査（71件）の実施等により、政府の求めるIT調達の透明性、公平性と同等以上の水準を確保。また、仕様内容の明確化により、応札事業者の増による競争性の向上を実現。

（4）情報セキュリティ対策

「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」（第4版）に対応するため情報セキュリティ関連規程類の改訂を実施した。20年度に実施した情報セキュリティ

自己点検、試行監査の結果をふまえ、未整備であった個別システムの規程類の整備を支援した。全職員を対象とした情報セキュリティ教育を実施し、職員の情報取扱における情報セキュリティ意識が向上した。